

井上馨宛益田孝書簡

一九二七年（昭和二）、井上馨宛の三井家同族・三井事業重役の書簡およびすでに三井文庫で公開している「井上侯爵家より交附書類」が旧三井文庫に搬入された。ここに紹介する井上馨宛益田孝書簡はその中に含まれていたものである。ただし、井上馨家から三井関係のすべての書簡・書類が交附されたわけではない。井上馨家に残された部分は、戦後になって国会図書館（憲政資料室）に寄贈され現在そこで所蔵されている。井上馨宛益田孝書簡に限ってみても二七通が憲政資料室にある。資料の保存状況・搬入過程がこのように二方向に分れたため、戦前に編纂された『世外井上公伝』（全五巻、一九三四年刊）では井上馨家残存資料を使って三井関係の記述がなされ、旧三井文庫搬入分は利用されなかつた。これが利用されるようになつたのは、戦後に新三井文庫が設立され、そこで『三井事業史』が編纂されはじめてからである（書類の公開は一九八〇年一月）。しかし、書簡類は整理途

中にある未公開である。このため今回、諸書簡のうちでもっとも利用されることになると思われる益田孝書簡を紹介する。以下、簡単に井上馨と益田孝の関係を述べておく。

維新政府の元勲井上馨が三井家と関係をもつたのは大蔵大輔在任（一八七一～一八七三年）中であった。それ以降とりわけ一八九〇年（明治二三）の三井家改革を契機として三井家とその事業に対し絶大な権限を保有し重要案件の決裁をおこなつたのである（井上の死去は一九一五年）。益田孝が井上の知遇をえたのも井上大蔵大輔在任中であり、一八七二年（明治五）には井上のすすめで大蔵省に出仕した。そして一八七六年（明治九）三井物産会社初代社長（総裁）に就任した益田が三井内部で急速に発言力をまし、三井家同族会管理部専務理事（一九〇二年就任）、三井家副顧問（一九〇六年就任）へと三井家事業全体を統轄する地位へ登つていく過程で、両者の間には緊密な上下関係が形成された

のである。この関係は、政治・経済の側面はもとより、茶など趣味の領域にまで及んでいる。益田孝書簡にはこの関係が鮮明に表われている。益田は井上に対して重要な案件の決裁・指示を求める、あるいは井上の権威を通して自己の主張を三井家事業の中で貫徹しようとする。また、茶人として名声を博した益田孝とその先輩格である井上馨の姿を彷彿とさせるくだりがある。両者の基本的関係はこのようにおさえることができる。そこで、井上が三井家に対して絶大な権限をもち、井上の権威によって益田が自己の主張を貫徹しようとした例を上海紡績会社への投資問題にとり明らかにしてみよう。従来の研究ではこの問題に関して資料的制約のために、三井首脳部の見解や内部での対抗が明らかになっていないので、その点でも例にとりあげる意味があろう。

一九〇三年（明治三六）四月に三井家同族会で最終的な決着をみた三井物産による上海紡績会社への投資は、中国紡績業への日本最初の資本輸出であった。この画期的な資本輸出は、まず三井物産上海支店長山本条太郎の手で前年夏に着手された。それ以降

一九〇三年になるまで山本と三井物産本店（益田孝）とのやりとり、益田の見解は判明しない。しかし、約一ヶ月間にわたる技師高辻奈良造（三井呉服店勤務）による上海紡績会社の実地調査を完了した一九〇三年三月には、益田孝はこの投資を実行する決意をもっていた。そして、三井営業店重役会での審議をへずに三月二七日「上海紡績会社株所有ノ件」が三井物産から三井家同族会管理部会に提出された。いきなり管理部会に提出されたのは「当

事者ハ之ニ當らしむる人物之任選上等彼此至急を要し居候（井上馨宛有賀長文書簡、三月二七日付、三井文庫所蔵未整理資料、以下「有賀書簡」と略記）ためであったという。審議後ただちに管理部会員有賀長文（井上によって三井に送り込まれ、三井内部の状況を井上に逐一報告する役割を果した人物）は議案と管理部意見書を井上（在京都）に送付した。この議案が井上によって否決されることを懸念した益田は翌日の井上宛書簡で本件の決裁は益田自身が拝謁して説明するまで待つてほしいと依頼する。井上は益田の意向をくみ説明を待たずして決裁の結果を三井家同族会理事早川千吉郎に連絡し、三月三一日午前中に早川の口から井上の意向が会員に伝えられた。井上は大筋で認可を与えたと思われる。これをふまえ、同日三井営業店重役会で議案が審議・可決された。しかし、三井内部での反対論は根強かった。井上の決裁が伝えられる以前に、有賀長文は次のような反対の意見を井上に送っていた（有賀書簡、三月三〇日付）。

第一 日本の資本と日本の既往の辛苦ニ依り得たる紡績業各般各種之経験を携へて之と清国……即ち我紡績の第一得意先きたる清国内地ニ扶植するハ内地紡績業の為め又鐘紡の為め不利ニ非らざる歟

第二 数歩を譲り早晚清国内地ニ紡績業盛んになるとするも我より進んで之を早める必要ハあらざるべし
元來清國人工場經營に頻る短し、労力ハ効薄く役員ハ唯

Commission をむさばるのミ経済立たず、故ニ孰れの紡績工場も皆不振尙に倒れんとす、又外国人經營ニ巧ミなるも生活費高く且清國の事情（職工等）に疏く又成功し能ハズ、彼此如何に資本ニ富むも原料廉なるも肝要の工場の經營ニ短なる為め今日迄彼の日清戦役後勃興せし紡績工場皆不振也、然るに今我より之を助けて振ハしめて我内地紡績業の販路を塞ぐの必要ハ何辺ニ在リヤ

第三 彼の紳商と提携之利ハ恐くハ多くハ空望に帰せん、元来支那商人ハ中々肌を許すものニ非らず、十万や二十万の金にて彼の機微を伺ふて頗る難たかるべし、勿論前三述ぶる如く上海支店長として、又三井物産として立案すれバ少したりとも彼の商人と提携し彼の機微を伺ふハ利ありて不利無し、乍去余り多きを茲ニ望めハ失望の恐あり

このように有賀は、三井物産の挺子入れによって中國紡績業の発展促進がおこなわれ、それが日本紡績業發展の阻害要因となる恐れがあることや中国人商人との提携の困難さを強調して反対を主張した。また三井家の最長老三井高保、さらには三井八郎右衛門高橋も反対論を唱え、それが有賀を通じて井上に伝えられた。高保の抱いた疑点は次の通りである（有賀書簡、四月一日付）。

商買上多少の株を所有するハ或ハ止むを得ざるとするも第二項ニ在るか如く取締役を差入レ其取締役が深く立入り工場の經營

等ニ関係するハ頗る憂慮する所なり、元來現上海支店長ハ隨分働き過ぎる傾を有し、大ニ利する所もある代りニハ大ニ損する恐もある男也、三池紡績之覆轍もあり大阪貿占之失敗もあり甚た憂ふる所なり、先つ此第二項ニ付き充分現在及将来關係之深淺程度等を確めたる上ならでハ俄かに賛否を定め難し
此等之点ニ付物産会社之提案ニハ「代理店」と云ひ、管理部意見ニハ「一切ハ事業ヲ監督スペキ嘱托ヲ受ク云々」而在り其關係之程度不明也、先つ此点を判定する上にあらざれハ許否ハ定め難し云々

高保の反対は、山本の性格・行動・紡績業関係の一連の蹉跌（「大阪貿占之失敗」）とは三井物産によつておこなわれた九州紡依頼の定期相場取引での失敗をさす）などを論拠にしていた。さらには高橋は「全体此案ハ物産会社之云ふか如く輕々しき問題ニ非らず、能々研究も為し顧問の御意見を伺ひたる上、同族會議に付すべし」（同上有賀書簡）とより強硬な反対論であった。このよう三井家同族らの反対論をおさえるため、益田孝は朝吹英一（同族会管理部理事、鐘紡専務取締役）を同伴し四月三日東京を出立し、井上のもとに向かおうとする。しかし、四月一日弟益田克徳が危篤状態に陥ったため出立できず、益田の意見は朝吹によつて伝達された。そこで井上は最終的な決裁を下し、四月一〇日の三井家同族会において「御垂示之件々を一々条件として上海紡績株所有之件」（有賀書簡、四月一一日付）が可決されたのである。井

されているものなどは、これを特別に指示しなかった。

上の最終的決裁の内容は上海支店長に特別に訓示を与えること、三井物産は上海紡績会社の営業上責任を負わないこと、所有株数は一〇〇〇株（三井物産議案では一五〇〇ないし二〇〇〇株）とすることなどであった（同上有賀書簡など）。所有株数は減額され、また上海紡績への関与に制限が設けられたとはい、中国紡績業への資本輸出を開始するという益田の主張は、井上の決裁によつて三井家事業全体の方針として定立されたのである。

例示はこれにとどめ、最後に益田孝書簡紹介に関する技術的処理について述べておく。この書簡中には別紙が添付同封されているもののが数点あるが、紹介を省略した。また、もともと書簡に同封されていた書類のうち、いくつかは「井上侯爵家より交附書類」や国会図書館所蔵資料に含まれているので参照されたい。『三井事業史 本篇』（第二巻）では益田孝書簡を数か所で引用しているが、誤記（四四四頁、六六六頁）を訂正した。なお、本原稿は、三井文庫職員による益田孝書簡解説会での検討をもとに鈴木が作成し、さらに校合は職員の助言・協力をえて鈴木がおこなつた。

（鈴木 邦夫）

凡 例

- 一、用字は原則として通用の字体を使用した。
 - 一、読みやすくするため、適宜に読点、並列点を加えた。
 - 一、墨で抹消された文字には左傍に「」をつけた。
 - 一、尊敬を表わすための闕字、平出による字間あけ、改行はおこなわなかつた。また「小生」など謙遜のため小文字で記載

【1】一八八七年（明治二〇）三月七日

謹啓仕候、御地へ御越し後へ如何御起居被為陟候哉、必ず幾分力御慰勞ニ相成御健勝ニ被復候事と奉存候、唯々吉報拝承仕度祈希罷在候、小生共出發ノ際ハ態々御懇篤ニ御電信被下、誠ニ都築氏ヲ以御見立被下候等、実ニ御懇切染々難有奉存候、高峰・閔・荆妻よりも兩閣下へ厚ク御礼申上冥候様申出候

神戸ニ於而足立太郎ニ面会仕候、是等之事ハ御不勝レ之際へ可申上義ニ無之と存候へ共、同人之身上も承り候へ者甚忍ひ難キ處有之無拠申上候、當今同人義ハ至而壯健と相成折角何歟事業ニ就キ度之處存、誠ニ礦業ニなりとも從事致候ハ、來り而共ニ協力可仕技手等も數人有之候へ共、追々不得已離散可致如何ニも無事ニ苦

ミ居候而荏苒今日之姿ニ打過候ハ、神經質之人故却而一之病氣をも惹き起し可申、種々事業上之談ニ涉り候處、近頃杉郷次郎罷越

調和為致候、山口県下佐久良等之銅山ハ足立も実地ニ罷在委敷承

知いたし居、前途不少見込有之、四十尺之礦脈三里ニ亘り居至

而容易之礦業にし而足尾ニも劣らざるものニ可相成との考案ニ而願クハ此事業ニ從事致候様御懇命を蒙り度熱希致居候、尤粗川田

小一郎江なりとも相勧メ候ハ、可然哉ニ被仰候事伝聞仕候間、定し杉郷より其辺ニ取計候歟と存候へ共、万一二も未タ其運ひニ相成居不申候ハ、何卒一応勘考奉願上候、尤秋元等之爭論と申

隨分面倒ニ而将来之紛議も如何アラン、却而無関係之他邦人飛入り稼業候方折合も相付可申候との御深案ニ而川田と御指命被為在候哉と推察仕、聊も小生等ニ於而ハ意念を狹み不申罷在候處、足

立ニ承り非常之ものたるを承知仕且つハ同人ノ為メ力ニ而担当仕

候ハ、太体右等之紛糾位ハ沈圧可致又渋沢等とも申合ハせ真正之組合ニ組織仕候ハ、是まで關係の人々も其受持チ丈ヶ之資金ニ対スル権利を認め候ハ、彼は煩ひも有之間敷と存し御思召をも不顧一応専慮を奉願候、御取捨可然被成下、若し足立太郎此業ニ就かしむべき思召も御座候ハ、同人江直子ニ御沙汰奉願上候、又兎角何事ニも御吻を容レ候段御咎メ如何と心痛仕候へ共、兎而も将来ハ巨大之銅山等手ニ入ルべきとも不被存、金谷之一条も有之間敷旁右辺申上試候義ニ御座候、不惡御寛恕可被下候

右奉得御意度、時下別而御愛護奉願念候
勿々謹言

三月初七

神戸港ニ而

孝

拝

井公閣下

尚々、越中鳥谷之銅山ハ伊藤弥次郎ニ於而他ニ考案も有之候様子兎角斯ル巨大なるものハ皆人之望みを着ル時期と者相成、先頃足立より申上候多田之銀山ハ悉ク藤田・岩崎双方より買取候よしニ御座候、然し如何なる試歟双方一之事を起し居候様子ニ御座候

【2】一八八九年（明治二二）三月八日
奉謹啓候、陳者予而被仰聞候汽船勘定之義神戸ニ而ハ呈スヘキ間

合も無之即チ此ニ封中仕候、先般相呈候者少々相違仕候廉も御

座候へ共、原価之如キハ尚近況ニ拠り充分ニ見込置キ候事ニ御座候、一割を利分として配当相成、残り之利益を準備ニ相備へ夫々

利倍いたし候へ者十一、二ヶ年ニ償却いたし可申候、而而汽船之事故十年位相過キ候と而殆と新船同様ニ而実ハ申分無キ利益と奉存候、三井組の方ニ而者一円六十五銭之運賃受合候而も安全なる事ハ一円八十銭といたし計算いたし置キ其差ハ別段積立宜キ万一

之準備ニいたし置候へ者一ヶ年九千円も有之候事故、実ニ安全と奉存候、万一二も此事御一決相成候ハ、双方の大幸ニ御座候と懸

察仕候へ共、兎角授産局御処分相成候との事故、吳々強而御勧メ無之事祈望仕候、御深切を却而不心得いたし候もの世の中ニ多く有之候、其困ツタものニ御座候

大岡育造選舉ニ付尚御一声豊永江被仰下候義、可然奉願上候、同

人も懇ニ相願置吳候様申置キ候

又福地之義ニ付籠手田江御一封被成下度義も御思召相伺吳候様吉富へ談置候、是又可然御指揮奉願上候、小生ハ今晚より福岡へ渡航仕候、いつれ九州地方小生相回り候丈ケ之義ハ情況委敷可奉申上候、時下折角御愛護御機嫌克ク御旅行奉祈念候

早々謹言

三月初八

井上伯閣下

【3】 一八八九年（明治二二）一〇月七日

奉謹啓候、爾來ハ三田尻海辺に御滞留之よし伝承仕候、定し少々は御脳を慰め可相成と奉存候、東京の状況は古沢其外より追々具

陳仕候事ニ付贅言不仕候、実ニ見るに不堪景状ニ御座候、種々奇怪なる事而已申伝へ候、山県伯ニも今日より大磯へ御越との事、

定し不遠し而同處へ全ク御転住可相成と想像仕居候、上ハ宮中之事より内閣諸公之秘事一とし而渡レサルなく如此し而數月を経過せは人心弛穩かならざる場合ニ立至リ遂ニ不測之変也可有之歟、

定し御深慮遠謀之可被為在と者奉存候へ共、最早御辞表御差出し

相成候より外有之間敷と奉恩案候、改進党も此間之新富座ノ強き

より少敷顧ルところ有之候歟、平穏ニいたし居候へ共、倍世ニ敵

を求めるもの之如ク又經費之統かさる事と被存候、既ニ三十三

銀行川村伝衛井笠野吉十郎とも數十万円を一両年之間ニ喰潰し両人とも破産ニ御座候、就而承り候へ者（極内々）此尻を遂ニ西邑

馬四郎ニ持來り、大隈伯・松方伯より之御談ニ拠り弐十万円無抵當ニ而貸出したるよし、唯々驚愕仕候、三十三銀行ハ壬午銀行と

合併し肥田昭作頭取と相成、一時三井之跡縫ニ而持堪へ候へ共、最早永続六ヶ敷評判ニ御座候、西邑も右様之間ニ立チ唯命是從ふ事ニ而大体之三井家如何あらんと小生共遼耳なるを悔ひ申候、

若し金を貸出し候前なれば以電信なりとも御願可申ニ實ニ今更殘念ニ御座候へ共、尚此後如何様ニ深入すへき哉難計候間偏

ニ御保庇奉願上候、種田ハ正金銀行之頭取ニ相成度念慮ニ而躉人之最以斡旋するところニ御座候、河島等の説ニ而も都而此後ハ財

務之機關は別し而同郷之人を以て充当すへしとの事ニ而正金銀行
拝ハ最注目するところと存候

授産所金員ニ付而ハ種々御配慮奉掛恐縮之外無御座候、是ハ委細
木村より申上候事ニ付贅言不仕候、今日之様子ニ而ハ可相成丈ケ
永く御辛抱御滞在機会を御覧之上御帰京奉侍候、右近況申上奉得
貴意度、時下折角御自愛奉祈願候

十月初七夜

勿々頓首

孝 拝

井伯閣下

尚々、御一声被成下候より横浜埋地之義ハ忽チ廢説と相成、今
ニ苦情ハ片付不申候へ共到底断念と相成候、本文三十三之義ハ
既ニ遅しと申外無御座候へ共何卒御庇護奉希上候
頓首

【4】 一八九〇年（明治二十三）二月三日
尚々、三十三銀行も亦切迫ニ而維持六ヶ敷處より頻りニ西邑へ
泣付、西邑も是迄之金員を失ン様財産取調中ニ有之よし、小生
も其々深入不致様直言致置候へ共、徹夜三十三之財産取調中ニ
有之候、三井へは両潤社を抵当ニ取押へ置有之由ニ御座候
本文平沼之高利貸主義ニ変じたる事も如何可有之歟、昨年純益
二十七万円有之候而倍早稻田へ者力を入レルと申居候よしニ候
へ共、いつれが実否難判事ニ存候

奉拝候候、爾來益御清適御起居被為謹奉拝候、御転地も永く相
成候而ハ甚御不自由勝と深く奉察候、誠ニ御郷里ニ而者別而御煩
ひも多かるべく千万御迷惑と奉存候、当地も小生より別ニ呈書可
仕程之事も無ニ付、御無音ニ打過罷在候處、此ニ一事清聴を煩
し置度義有之、例之又正金銀行之事ニ而既ニ御耳へ入候事と者存
候へ共、一応為念申上候、改進党財政困難より別し而攻撃し而彼
の城を乗り取らんとの希望ニ可有之、実ハ平沼專藏六万円までハ
出金可致事を約し有之候処、昨年之變ヨリ変心いたし、其高ニ満
タサルニ最早近日ハ出金を断り隨分財政困難之様子ニ而中村道太
杯之借用金ハ平沼より八錢日歩請求候哉ニ承り候、右ニ付正金銀
行を乗り取る之要用ハ切迫と相見へ、又々此撰挙会二者原六郎を
追ひ出サン企と相見へ同人も色を失ひ居申候、原も氣之毒又此財
源を押領する様相成候而ハ甚タおもしろからざる事と存候間、代
々木村へ者早速申上置候へ共、何と歟御工夫有之候而者如何ニ可
有之歟、尤三十三銀行之失敗ニ而種田ハ人望を失し到底同人を入
社せしむる事ハ六ヶ敷かるべき様申候へ共、是又如何哉、実ハ申
スも如何ニ候へ共、原も少々ボヒラリチーを失ひ候ニ相違無之、
会社内外とも同氏ニ攻撃ニは同意する模様ニ相見へ申候、同人を
保護するには誰か老人望之ある人を相加へ候歟、若クハ其人望
ある人をし而彼レニ代らしむる歟之策より外有之間敷、日本銀行
ノ内ニ而も中々攻撃者有之、富田一人之意ニ無之候間、矢張折合

今正金銀行ニ加入せしめて此任ニ当らしむるは園田を除きて他ニ有之間敷杯トハ日本銀行ノ内之論ニ御座候ヘ共、園田ハ大二人望有之候間、原六郎ヘ添るも又之ニ代るも成程適當之人物と被存候、松方伯ニも御心付勿論と存候ヘ共、抑御独断も被成兼候歟ニ承り及申候

日報社杯壹万二、三百枚壳レ廣告料も一ヶ年壹万貳千円余有之候而利益少しも無之、元を以て考へハ報知・朝野其外少からざる金員を維持に要し可申と被存候

警視庁之改革ハ薩摩人中ニも評判宜しく田中氏之卓見なりと而兎ニ角奈良原氏杯感服いたし居候

先右御無音之御託旁得貴意度、時下折角御自愛奉祈念候

早々頓首

孝

再拝

右奉得貴意度如此御座候

二月十日

井伯閣下

頓首

孝

拝

二月初三

井伯閣下

尚々、正金銀行取締役中若尾杯も有之、実ハ改撰之機會杯ニは大岡育造杯加入いたし候事ニは相成候間敷歟、同人義も改進党を脱し爾來代言之業大ニ減少いたし幸業を転し度相談も有之、いつれなり相当之處も使用之御良考奉願度、何ニ當而も差支無之人物と認め申候

渋沢ニも漸く全快帰京仕候、先づ此度之病ニ而却而攘生之念を起し将来ニハ大幸歟と奉存候、然し如何之ものなり歟

【5】 一八九〇年（明治二三）二月一〇日

謹啓、酷寒之候益御清適奉賀候。陳者今使急に社員之もの下ノ閑へ遣し候間、甚不敬ながら有り合ハセ海苔及ひ日本文学全書伯爵夫人御慰めニもと相皇度御笑留被下候ハ、大幸之至リニ御座候、豊永老人ニ面会御近状詳知仕候、倍御壯健之段大悦不斜、小生義も尚急ニ出立と申場合ニ参り兼候、多分貴地ニ而拝顔六ヶ敷と奉存候、当地へ御帰京拝詰可仕と奉存候

硝子会品川製造所之義到底麦酒瓶をこしらへ居候而是引合ニも相成不申其上釜も不充分なるよし誠ニ運転資金も不足旁麦酒瓶製造は断念見合ハセ候方と奉存候、尤薬瓶ハ沢山注文も有之候間、是ハ精々勉強為致候ハヽ可然と奉存候、委細社長立案御伺ひ可申出候間、可然田島へ御高慮御示し奉願上候

【6】 一八九〇年（明治二三）九月二二日

謹啓仕候、過日は御懇書を賜り難有拝見仕候、御心頭ニ被為懸、種々御諭示之趣敬承仕候、尚是は預頼委細ニ可奉申上候、兎ニ角不日辞表ハ木村之手へ相渡候筈ニ御座候
鎌倉御別邸之處、価格ハ未タ確定不仕候ヘ共、為御任置被下候ハヽ夫々近日取極メ可仕候、尤被仰下候金貞之處ハ何時も持參可仕候、尚御建築相成候地所是迄御所有地内ニ候ハヽ夫丈ヶは取除き

御所有地ニいたし置候方面倒有之間敷と奉存候、いつれ拝顔之節

十一月八日

孝 拝

可相伺候
市兵衛町御壳却可相成ニ付、買手見出可申様被仰委細拝承仕候、

誰か見出可申、尚御差支無之候へ者其筋之専門家へ申聞買手為見

出可申候

実ハ昨日ニも参堂御懇書之御答可申上心得之処、其義を不得御答

等閑ニ相成候段奉恐縮候、右御受まで如此御座候

頓首

九月念二

拝

孝

井上伯閣下

【7】 一八九〇年（明治二三）一月八日

謹啓仕候、昨夜ハ更深まで御懇到之御丹誠を蒙り誠ニ小生頑愚能
ク御意之ある処を察し得すし而種々御配慮を掛候段恐縮之至リニ
御座候、アルウイン勘定書ハ先頃閣下之御手元へ差出候分、正確
ニシ而アルウイン之手ニあるものハ壹万之一之數書キ落チ候事ニ

御直座候而全ク九万七千四百以上ニ相成候事ニ御座候、即チ書キ
したるもの差出し候間可然御了承奉願上候、又アルウイン氏壹万
五千円之報酬受ケ居らざる事申上候よしニ付、別紙アルウイン直
筆ニ而認メたる計算書中壹万五千円之報酬を受ケ計算上差引候も
のも御参考之為呈尊覽置候

右宜敷御承知被成下度、伏而奉願上候
早々頓首

拝御懇書ハ三野村始浅沢・西邑へも夫々為相見御懇切なる御趣旨
ハ片時も等閑ニ付せざる様夫々申合も仕候、別後一同兩度相会し
家憲取調ハ穂積氏ニ從來之事共委敷申語依頼仕候、是ハ一月休暇
中ニ必ス同人起草いたし候約束ニ御座候、其組織之考按ニ拠り銀
行并物産会社之組織起草可致、是ハ穂積氏ハ顧問ニ相立候而已ニ
而別人ニ起草相頼可申約ニ御座候、相談役と惣長同志之約定ハ互

去る廿四日出算翰奉譯読候、是よりハ呈書も不仕等閑ニ打過居候
段伏而御寛恕所希ニ御座候

海陸無御別条御着、益御清適御起居被為涉候段奉譯賀候

御在京中ハ種々之義ニ付御煩慮を相掛何共以而恐入候、別而三井

家之事ニ付而者御出发ニ切迫之折柄格別御念頭ニ被為掛深く感銘
仕候、西京之隱居ニも神戸江龍出親敷御厚意を拝聴し而大ニ感
入、初而家之為メ安堵いたし候模様ニ而八郎右衛門等帰京承り申
候、此度ハ總ニ主人共ニ於而別而難有感し弥御依頼申上候意念ニ
相成申候間爾後ハ御厚意を空敷いたし候様之事は有之間敷と奉存
候

二調印

爾來此条款ニ拠リ嚴重ニ執行可仕積リニ御座候

別而御配慮之三野村引受之調查一条ハ特ニ一人之懸り員相命し是

ヘ三野村より貸出金調査申付、近日是も調へ出し候積リニ御座

候、此調へ出来次第口々篤と分析いたし而而本人之意見を定メ惣
長及相談役へ申出候積リ、御帰京前ニ而も結局之相付候もの丈ケ
ハ夫々片付可申、是ハ三野村ニ而深く注意無怠慢勉力可仕候間御
放念被下候様、分而小生より申上吳様申出候

高橋義雄之義ハ小生も面会仕、成程と御着目感伏仕候、其後同人
義日本銀行江傭使せられんことを希望いたし、吉川泰次郎を以而
川田江申出候よしニ伝聞仕候、熱心希望之折柄側らより申出候も

如何ニ付日本銀行之方も内々探り見候處、小泉信吉其外も罷在到
底川田ニ於而承諾可致模様も無之旁暫時見送り居申候、昨今本人

ニも此希望ハ六ヶ敷と申事相分り候事と被存候間一身之進退ニ付
而ハ閣下ニ於而御考へも被為在候間悉皆御依頼申上置、他人之勧

メニ進退をいたし候事ハ断念いたし候様同人之親友を以忠告仕置
候、就而早速同苗一同へも御忠告之事申出、能ク承諾為致置候而
銀行之組織等ハ穗積氏を顧問とし而起草いた才事を高橋江依頼可
仕、是等ハ皆渋沢氏とも申合ハせ置候間御安心奉願上候、尚同人
ニは渋沢より親敷申合候筈故、左様御承知置キ可被下候

アルウイン一身之都合も其米米國輸入税之為メ布畦ニ変動を起し
候事ニ御座候へ者此事情御聴納相願、半額日本政府之許可ヲ得而
移住民ニ賦課いたし候事以書面出願仕候、是ニ而御聞入を受ければ
同人ハ是迄通り大幸之事ニ御座候

木村地所之事ニ付而者同人より直ニ呈書仕候間御承知被成下候

事と奉存候

福原氏ハ近々御地へ帰省可致、同氏ハ爾後上海方面を依頼仕度、
上田義病身誠ニ多忙ニ而常務ニ当り難ク無拠右様之始末ニ申出
候、何卒可然御差含置キ可被下候、御婚儀相調ひ夫人携帯ニも相
成候場合ニ者住宅等万事不都合無之様取計可申候、何卒早く御安
心之場合ニ御調へ祈念仕候

時下折角御自愛奉願上度、東京府下之混雜其存外、吉富杯ニも驚
愕、此議會へ出而三ヶ月居眠りいたす事歟と而苦痛罷在候
奥様へも可然御鶴声奉願上候

十二月初三

早々頓首

井上伯閣下

孝 拝

【9】 一八九一年（明治二十四）三月一九日

尚々廿四日夕御差支相伺候義は此度藤田君歐行送別相催度候間を兼而恐入
候へ共、伯夫人御同道尊來奉希上度義ニ御座候、同氏問合中ニ
付尚取極メ可奉願上候間御聞備可被下候

頓首

謹啓仕候、昨日は御妨申上奉恐縮候、昨夜三野村取調書一見仕候
事ニ御座候へ者此事情御聴納相願、半額日本政府之許可ヲ得而
移住民ニ賦課いたし候事以書面出願仕候、是ニ而御聞入を受ければ
同人ハ是迄通り大幸之事ニ御座候

來奉願上度、時刻御示し被下候ハヽ難有奉存候、尤渋沢氏之義
は廿日頃より一寸西京へ参り候用有之、遅延いたし兼候間、種々
相談もいたし候へ共、不得已候ニ付兎ニ角一度ニ而も万端結局も
仕間敷候間、一応同人之居ル居らざるに不拘取調もの等も御覧相
願、其後尚渋沢氏帰京之頃尊慮も相伺ひ候様相願候ハヽ可然歟
本月中ハ相掛り候よしニ付兎ニ角廿三日御縁合奉上候、尤尊慮
次第如何様とも可仕候間、可然御示諭可被下候、いつれ今夕は渋
沢氏ニも一寸参堂可仕事ニ申開居候
右之段得貴意度如此御座候

三月十九日

頓首
三月廿九日

孝 拝

井上伯閣下

井伯閣下

孝 拝

【10】一八九一年（明治二十四）三月二九日

拝啓仕候、今晚ハ是非参堂御暇乞も申上且つ三井銀行之義ニ付尚
懇請いたし候度之ところ種々用事輻輳何分寸暇を不得御暇乞も不
仕候御寛恕可被下候、三井銀行ニ付相顧度義は宮内省御預ケ金去
登京之考慮も無之、然し飽まで御依頼して此度こそ真ニ基礎を建
んと希望仕候意念ハ動キ不申候、唯明治十八年ニ其為メ出京近々
見込申演へ家憲も相立候心得之処、其見込書取りも丸々不被容、
何之為メ出京せしか全ク馬鹿ニされたるものと一般又此度も左様
之事ハ無之歟拝躊躇之源因ニ御座候、然し其辺は幸ニ閣下あり此
度こそ前年と違ひ候事を説き候仕合又一ツは主宰者等が却而不和
仕候、何卒杉君ニ御出合之節夫となく銀行江御信用被指候様御話
合被下間敷哉奉希上候、從元充分之抵当も差出し有之更々御掛念

ハ無之候義ニ御座候
プリンクリー氏ニは小生出会仕兼候間アルワイン江委敷申遣し置
候、同氏プリンクリーニ面会之答ニ御座候、兎角閣下アルワイ
ンより返答申上候答ニ御座候間可然御承知奉願上候
弥明日ハ尊示之通り元之助同伴西京へ参候事ニ相成申候、いつれ
万端委敷申述へ早速出京仕候様取計可仕候間御放神奉願上候、い
つれ小生ハ来月廿日頃帰京万般可奉申上、種々様々御配慮奉煩恐
縮之至リニ御座候、時下折角御愛護奉祈候
早々頓首

井上馨

【11】一八九一年（明治二十四）四月一日

謹啓仕候、西京へ罷越段々一同へ演述仕篤と彼等之決心を促し候
處満腔之不平も其寒々たる事ニ不遇候へ共兎角躊躇し而容易ニ
登京之考慮も無之、然し飽まで御依頼して此度こそ真ニ基礎を建
んと希望仕候意念ハ動キ不申候、唯明治十八年ニ其為メ出京近々
見込申演へ家憲も相立候心得之処、其見込書取りも丸々不被容、
何之為メ出京せしか全ク馬鹿ニされたるものと一般又此度も左様
之事ハ無之歟拝躊躇之源因ニ御座候、然し其辺は幸ニ閣下あり此
度こそ前年と違ひ候事を説き候仕合又一ツは主宰者等が却而不和
仕候、何卒杉君ニ御出合之節夫となく銀行江御信用被指候様御話
合被下間敷哉奉希上候、從元充分之抵当も差出し有之更々御掛念

都合千万なりとの不平も有之、実ハ主人が家來^(アラシ)が家來か主人が分らぬ申分ニ候へ昔より幾分か主人を束縛せし余弊無之ニも限らず、転動ニ候へ共此度は主人が家來へ向ひマクナカルタを要め候

姿扱々妙なる事ニ御座候、右等は大ニ事情之貫徹不致より起り候事なるを申演へ程能クなだめ早速出京仕可申との決答は相受申候へ共今日之一会を経ざるニ非らされは何日頃登京と申事も電信ニ而申上兼候、兎ニ角高保、八郎右衛門等は飽迄衝ニ立チ老人ニ拘らす勉強可致との決心に而家憲さへ極り候ハ、当地之老人は一日も早ク當方へ帰り候事ニ相顧度との事ニ御座候、又皆之考へニ而是三人程ハ銀行之内閣ニ入り委員となり監督權を持チ度意ニ御座候、其他種々胸襟を開き而高保等と申談候事も御座候へ共はハ帰京の上可申上、兎ニ角先夜御打出し被下候通り御深切も却而怨みを買ふ事無キニ非らされは容易ニ御引受無之事をば可相成強ク被仰被下度、容易ニ御引請被下候而ハ却而御深切之結果を難得と奉存候間何分其辺は公然御差含み可被下候、中井三平ニも別ニ相尋ね委敷申合ハせ置申候、時下折角御自愛奉祈候、尚浅沢氏より御聞取可被下候

四月二日

孝
頓首

井上伯閣下

【12】一八九一年（明治二十四年）五月二二日

尚々、柏村君ニ御面会相成候ハ、同氏へ電灯会社煙筒之義委細申述へ置候間御聞合可被下候、同氏よりも御相談可申上と存候

謹啓仕候、此度は不時之御旅行後チニ承知仕御見立も不仕段千万恐縮之至リニ御座候、西京ニ而ハ種々御苦慮之段奉恐察候、再び御帰省相成候は御祭へ御参拝ニは可有之候へ共又時勢御思召ニ適ハヌ事而已有之候故とも恐察し何時御帰東ニも可相成駆と夫而已痛心罷在候、三井一同も日々御帰東を屈指御待申居候、實ハ種々貸金中ニも目ニ立チ候分たとへは三十三銀行中村道太之如キ有之候處より既ニ世上着目するものも有之、誠ニは日本銀行より之貸金多きも同業同志彼是申唱へ候ものも有之、此先キ如何なる恐怖之念を起し預ケ金取付之事等相起り不申哉と竊カニ心痛仕候、兎ニ角家憲も相立チ銀行之整理等も夫々着手いたし候而日本銀行總裁等之安心を得而自ら世上ニ於ても信用を失ひ不申様仕候事、實ニ目下之急務と奉存候、御承知被下候通り西邑杯ニ於而者性質ニも可有之候へ共夫程ニも相感し居不申哉、万一二も一旦恐慌相起り候而者如此狂漢人多き國ニ在り而ハ再び医すへからざる有様ニ相成可申と懸念仕候、仰き願クハ御氣色を被為直速力に御帰東奉祈念候、もし又東京之空氣御氣色ニ叶ひ不申候ハ、一同と共ニ神粗御答之出来候様相成高保ニも明日ハ帰京、一同唯々御帰東ニ祈ル而已ニ御座候

アルワイン氏より金員五万円六月三十日ニ返却可相成^分御忠告を

遵奉し此程納付いたし候、全ク閣下之御蔭謹而御礼申上候、同人
よりも宜く申上吳候様申出候
右奉得貴意度

五月廿一日

早々頓首

右奉願上度

早々頓首

井上伯閣下

孝
再拝

井上伯閣下

孝
再拝

【13】 一八九一年（明治二四）七月七日

拝啓仕候、品川電灯会社江積り方相命、該社ニ於而夫々取調候
處、小生共も頓と氣付き不申、最早市区改正之為メ道路幅近傍へ
煙筒建設ハ被禁候よしニ而いつれ之場處も如何とも致方無之よ
し、最早此以上ハ煙筒を高くいたし候より外致方無之趣申出候、
いづれ尚直接承り合ハせ可申上候へ共、不敢御聞ニ達し置候

勿々頓首

七月初七

孝
拝

井上伯閣下

【15】 一八九一年（明治二四）一〇月一八日

拝啓仕候、過日は尊來を賜り難有奉感謝居候、陳者倫敦へ問合仕
候處、別記之通り電信有之、既ニして金も送らぬ前名前換へも仕
候と相見へ申候間御安神奉願上候、就而ハ早速約定之草案も認め
中ニ付、明朝小生持參可仕候へ共、いつれニも約定ハ尊慮之儘ニ
認め可申、又該船の着する迄は秀吉丸抵当とし而差出し可申ニ付
而者明日送り金仕得候様偏ニ御許容奉願上候、今日も尚感冒全ク
難立候間、乍不敬以書中奉願候、宜敷御寛恕可被下候、三井銀行
保証之義ハ該行重役相談会へ提出可仕候

右之段奉得貴意度

早々頓首

十月十八日

孝
拝

【14】 一八九一年（明治二四）七月一二日

謹啓仕候、陳者此頃東京ニ滯在龍在候ローレルドカ子マラ弊屋江
来十四日夕相招候處、フリンクリー氏之請求ニ而同候是非閣下へ

鳥居阪伯閣下

早々頓首

拝謁相願度兼而被相頼居候ニ付、願クハ同日尊來相願吳候様頻り
ニ申出候、御迷惑千万奉恐察候へ共、暫時なりとも御來駕被成下
候ハ、難有奉存候、夕五時と約束仕置候

【16】一八九一年（明治二十四）一〇月二一日

謹啓仕候、以御蔭數年來熱心之希望之汽船を購買致難有全ク以テ御

庇蔭ニ拵るところ感銘之外無御座候、昨日送金滯り無く相果し申

候、尚先夜計算書所持いたし居不申為め廿八年十二月と相願候へ

共、最後ハ廿九年十二月ニ付左様相認め申候、又抵當船ハ秀吉丸

よりハ頼朝丸都合出来候間頼朝丸差出候事ニ仕候、右両条御断り

申上置候、又愚弟義一夕茶事ニ尊來相願度旨頻りニ申出候、遠方

恐入候へ共、一日御縁合被成下候義ハ相叶不申候哉、又誰ニ而も

御相伴ニ陪席為被仕候人も御示し被下候ハ、難有、熱心願出候間

一応願試候

右奉伺度旁

十月廿一日

井上伯閣下

早々頓首

孝

拝

【17】一八九一年（明治二十四）一一月六日

謹啓仕候、陳者永々尊慮を奉煩候電灯会社之義移転も相纏り候ニ

付而は岩下清周參堂親敷拝謝仕度との事ニ付、千万御煩ハ敷可有

之候へ共、御面謁御許し可被下候、同人ハ巴里ニ於而拝顔仕候物

産会社々員ニ御座候、尚御懇命之程私よりも奉希上候、勿々頓首

十一月初六

孝

之毒手ニ罹り居候義發覺し小生其側らに付添へ罷在候而右様之義

再拝

312

【18】一八九一年（明治二十四）一二月七日

尚々、日本御家点灯之義、是非御差許可被下候、委細若干より

可相願出候

謹啓、過日は參堂誠ニ大勢引卒御清座を奉妨候處、速ニ御面会誠

ニ種々之素願早速御聽納被成下、一同雀躍仕候、厚く小生より御

礼申上眞候様一同より申出候、三井家協議会規約も早速御慮投被

下難有奉存候、渋沢氏へも篤と御趣旨のあるところ申述候處、了

解至極同感之旨申聞候、三井同苗ハ皆感伏仕居候間最早彼は無

く中上川氏帰京次第確定議を仕、夫々協議ニ取懸り可申候、乍憚

御放念可被下候、扱此程參堂之節折を得ば小生より可申上答ニ候

處、彼是時間に被追遂ニ等閑相成候は別義ニモ無之、同苗之内武

之助義先年より主獅官被仰付誠ニ特別に位階をも賜り候へ共、是

等ハ名譽と者乍申、却而一身之為、家之為メニは不可然と而西邑

等とも申合居候處、遂ニ其意を果タサゝル折柄、段々華族及其類

之人々と交際遂ニ奸物等之奸計ニ陥り地所を一、二ヶ處買取候、

金員ハ人ノ名ニ而平沼等より借出し居候義、実ハ少々借金有之候

義は仄力に承り候間是迄種々探索も仕居候へ共、是等之義ハ遂ニ

不相分、不得已先頃より印章まで引揚種々相迫り候處、遂ニ右

出来候は甚以而不行届千万恐懼に不堪候へ共、當節柄彼是右様之處業表立候而是種々影響も可仕ニ付同苗より内々依頼も有之、此処は一時平穏に為相済追而如何様ニも処分可相成様相談仕居候次第、いつれ委敷事は拝顔口頭を以可申上候へ共、内々御聴置奉願上候、此節柄頓と閉口仕候、いつれ近々參堂可相伺候へ共、時下折角御自愛奉祈念候

十二月七日

早々頓首

孝 拝

井伯閣下

尚々、御注文之豌豆種并肥料直チニ注文差立方為取計候へ共、

御落手被下候哉、尚心分之御用向被仰下度候

【19】 一八九二年（明治二十五）二月五日

拝啓仕候、陳者三井銀行重役組織及其他該行緊要之義ニ付、洪沢

并木村三人ニ而參堂内々拝顔相顧度候間、若哉明日六日午後一時より拝顔を被得候ハヽ難有、前後渋沢ニも差支有之よしニ而願クハヽ明日同時頃より御差縁御面会被下候ハヽ難有奉存候、御差支之有無為御知被下度奉願上候
右相顧度如此御座候

頓首

二月初五

井上伯爵閣下

孝

余り小生同人を惜み候様相聞へ候へ共、実ハ物産会社ニも木村之手足となりて大ニ社業を輔け候人物に乏敷、平日ニは夫程ニ必要とも不被存候へ共、何事敷有之候折ハ火之中へなりとも飛入相働キ結果を付け候ものハ同人を除き而外ニ無之、又銀行之方本願寺

【20】 一八九二年（明治二十五）三月五日

謹啓仕候、過日ハ參堂長座御妨申上奉恐縮候、偶世の煩ひを御避け御閑居被為在候を私共まで彼は御妨申上候而恐縮之至リニ御座候へ共、馬越恭平一条御思召之程も奉伺候故、此程來辭表断念之事頻りニ説諭を如ヘ候へ共、兎角良心ニ恥る拝申居決心を翻し不申、就而は甚奉恐入候へ共明日同人を同伴伺候可仕候間閣下より御一言之御説得奉願上度、小生共御思召之程為申聞候而も仲間ニ取繕ひ候如くに思ひ做し居候為、親敷御思召之程も拝聴為致候ハヽ安堵可仕と存し候ニ付、此節柄別而御多事之折恐入候へ共右御聞届奉願上候、いつれ參堂万按可奉申上候 早々頓首

三月初五

孝

再拝

【21】 一八九二年（明治二十五）三月五日

謹啓仕候、今朝一封相呈明日馬越同伴伺候可仕旨申上候處、熟考仕候ニ却而同人一人ニ而相伺候方可然と存候間小生ハ差控へ同人ハ必ス參堂仕可申、何卒御力を以同人留任候様御取計奉希上候

余り小生同人を惜み候様相聞へ候へ共、実ハ物産会社ニも木村之手足となりて大ニ社業を輔け候人物に乏敷、平日ニは夫程ニ必要とも不被存候へ共、何事敷有之候折ハ火之中へなりとも飛入相働キ結果を付け候ものハ同人を除き而外ニ無之、又銀行之方本願寺

其外如何様之事件ニ而モ爾談を遂ケ進退自由に相働き得候は同人

最適任と奉存候、誠ニ予而御承知被下候通り宗門家にして一旦信

する時ハ愚痴ながらも厚く候間今日三井之家ニ取り此人間を先ひ

候事ハ甚々得策とも不奉存候、又從来之御鴻恩ニ浴し居候間何事

ニあれ御命令之下ニ御趣旨を奉し為相勧候人物ニいたし置度候間

何卒此度も是非御力を以決心を翻し候様偏ニ奉希上候

右之段懇願仕度如此御座候

早々頓首

三月初五

井上伯閣下

【22】一八九三年（明治二十六）七月七日

尚々、昨夜參堂いたし候へ共何歎充分拝顔を得す少敷遺憾ニ付

幸ニ御出立前緩々拝顔を被相願候へ者此上ハ無御座旨申居候

謹啓仕候、陳者今朝例之人物ニ面会仕候處近日北海道へ御発程前

今一応御面会可相成、其節ハ茅屋へ尊來可相成様被仰候よし、小

生義は江木・高梨を同伴來ル拾一日夕刻より三池江罷越候事ニ粗

相談仕居候、尤必す十二日ニ無之とも差支へ無之義ニ付、若哉茅

屋へ尊來も賜り例之ものへ御面会相成候義に候ハ、出立差延ハし

候様可仕、兩人ノ都合も有之候間粗取極置候様仕度、凡何日頃御

越被下候哉為御聞被成下候ハ、難有奉存候、小生之出立ハ五日七

日相後れ候而決し而差支へ無之事ニ御座候、右奉伺度御一筆奉希

上候

七月初七

勿々謹言

孝

再拝

井上伯閣下

【23】一八九三年（明治二十六）一一月二〇日

拝啓仕候、陳者倉谷鉱石分析種々に相試候處、粗礦の方ハ末松申

立候通り之含有ニ相違無之、撰礦の方ハ含銀却而薄く是ハ則ち精

撰之節銀を逃カシたるものと被思申候、農商務省之分析も末松自

身之分析と同一ニ有之候由ニ御座候へ者此上別に施すべき事も無

之、伊藤弥次郎ニも帰京之よしニ而委細末松より実況丁寧ニ申述

ヘ候よしニ付、最早末松ニ於て御用も不被為在事と奉存候ニ付、

同人は明後廿二日より鉱山へ派遣仕候、是は降雪前ニ罷越不申而

難相成ニ付、此際出立被仕候義ニ御座候、右之段一応達御聽置

候、いつれ近日參當万按可奉申上候

孝

再拝

井上伯閣下

【24】一八九四年（明治二十七）六月一〇日

拝啓仕候、御清閑之御妨とも奉存候へ共、直江津より新潟へ之鉄

道ハ中々株金之申込多く大分流行と者乍申景氣よろしく候、一両

日之内に候ハ、五百株歟千株ハ何と歟起人中より奪取得可申候間高輪様之御方御望みも被為在候ハ、何と歟可致候、右御聴ニ達し置申候

斎藤織物業之義、高輪様并三井出金之割合等御相談申上度、小生

罷出候而不苦候ハ、次周間一度相伺度、兎角田島・中上川両氏ニ

而ハ合議不致様子、尤斎藤氏之調書ニ付而ハ中上川ニも自身之手

ニ而取調中ニも有之、是等ハ可相成綿密ニ為取調候方可然と奉存

候、此取調三、四日二者片付可申、其上ニ万端取極メ候而も宜く

と奉存候

右奉申上度

六月十日

早々頓首

孝 拝

井上伯閣下

【25】 一八九四年（明治二七）七月一日

謹啓仕候、陳ハ別紙野田卯太郎より參候書状ハ決し而求むるところありて認め候ものニ無之候、為御参考呈貴覽候、御一読ノ後ハ

御取捨可被下候

小生ヘ御諭示被下候一条ニ付而ハ田島より委細御聞取被下早速愚

存御聽納被下難有奉存候、決し而責任を被免候様之義ハ無之、飽

まで一身を捨而何事ニも此家之為メニは信用ある限りハ相尽し候

積リニ付彼是被免候様之心体ニハ無之候間乍憚其辺ハ御放念可被下、尤御思召ニ適ひ候様勤メ得可申歟を懸念仕候而已ニ御座候、

又同族其外重役共之信用如何ニ至り而是中々安心難仕候、乍併夫是も精々注意勤勉可仕候、右乍序申上置候、余ハ拝顔可奉得貴意候

七月十一日

早々頓首

七月十一日

孝 拝

井上伯閣下

【26】 一八九四年（明治二七）九月一日

奉啓、先夜申上候牛莊・天津ニ罷在候人物ハ香港・上海ニ在勤申

付候よしニ付昨日以電信呼寄せ申候、いつれ近日到着可仕候、拵

尚米国人モールス氏ハ上海へ出發見合ハせ居候間、極内引当ニ可

相成人物無之哉相談仕候處両人程適當之米人有之、幸ニ此次便モールス自身ニ上海へ参候間委托いたし候ニは好機会と奉存候、

モールスは米公使ダン氏又ハデニソン氏等も深く信用罷在候間更

々御懸念無之、万一委敷御聞可相成御思召も候ハ、月曜火曜日何

時も御都合之時ニ同伴參堂可仕、而而御思召ニ適ひ候ハ、内約ハ

都而デニソンヘ御内命被下候而可然と奉存候

右之段内々奉得貴意度

早々頓首

九月一日

孝 拝

井上伯閣下

尚々、モールスニ御面会被遊候前御用も御座候ハ、何時も御沙汰次第可罷出候、モールスニは愚弟英作始終付添へ居候、是ハ同人

修業ノ為メ營業上助手ともと存し差遣し有之候間同人付添へ差出候而宜く候ハ、同道為伺可申候、總而御指揮奉願上候

【27】一八九四年（明治二七）九月四日

奉啓、陳者シエームス氏ニ面会ブリユ子ー之義相談仕候處、最適當之人ニ可有之、發電し而同人呼寄せ其上内談致候而是如何哉と申聞候、若し參り而相談ニ応し兼候場合ニは相當旅費ニ而も給与候へ者可然、電信相懸け可申と奉存候へ共ジエームス之手ニも手配有之、モールス之手も有之旁一応相伺候而後チと茲ニ呈書仕候、可然御指揮奉待候

九月初四

早々頓首

孝

再拝

【28】一八九四年（明治二七）九月一〇日

尚々、吳永寿ハ李鴻章幕下之人々江別懇ニいたし居候間一体ノ模様御聞取ニも相成候ハ、幾分力御参考ニ可相成歟ニ奉存候、兎も角御面会被下候ハ、差上可申候

井上伯閣下

【29】一八九四年（明治二七）九月一五日

上海若クハ芝罘等之現況他之報告者も可有之候へ共、尚適當之人も有之候ハ、と存し色々内々相談も仕候處、是迄汽船之器罐師相勤居候デウイーと申もの有之、此筋ニは最適任ニ有之、格別之高給は遣し不申とも自由ニ相成候間上海・チーフー等旅行為被仕、口実ハ傭入ノロを求むる事ニ為申唱候ハ、可然インヂニヤニ有之

奉啓、小生下痢に悩み御無音申上居候、モールスより呼寄せ候イーモンス氏ハ一両日中ニ到着可仕客ニ御座候、天津ニ永く在勤寵在候吳永寿なるもの出京仕候間段々聞糺し候處、天津の偵察嚴重にして誰人に而も其情を探偵仕候事至難之よしニ御座候、いつれ

外国人之外致方も無之候へ共、同人之手ニは外国人ニ知已無之、内地の旅行も仕候へ共、奉天府辺へは参り不申、旁格別拝謁を得候而も御参考ニ可相成程の事も無之様奉存候、然し一応差出候義ニ候ハ、何時も参趨為致可申候

牛莊ニ罷在候島田と申ものハ一両日中香港より帰朝可仕候、是ハ山海關より陸路牛莊まで旅行仕候由ニ御座候
右之段奉申上置度如此御座候

九月十日

頓首

井上伯閣下

孝 拝

地へ參候間思召如何哉と奉伺候

一、吳永寿・島田糸太郎明日児玉次官へ差出候様只今御電話の趣
拝承仕候、明朝差出可申候、吳永寿ハ明夕より馬闖へ相越、朝鮮
へ商売視察とし而物産会社より遣し候事之よしニ御座候、尤御用
の節ハシテれとも可仕答ニ申置候

右奉得貴意候

九月念五夜

早々頃首

電信ニ而も有之候へ者暗号ニ而直チニ転送可仕候
右之段奉得御意度如此御座候、御留守中相当之御用も被為在候ハ

、御申付可被下候

早々頃首

十月十日夜

孝

拝

井上伯爵閣下

井上伯爵閣下

孝

拝

【30】 一八九四年（明治二七）一〇月一〇日

謹啓仕候、御発程之節ハ少しも存知不申欠敬仕候、御寛恕可被下
候、陳者今日倫敦支店より左之如キ電信有之、從元外債御望み無
之事ハ万々承知罷在候へ共、如此際ハ何事も申上候方御参考と可
相成と存、此ニ呈書仕候

【31】 一八九五年（明治二八）二月三日

拝啓仕候、兩度之尊翰及御電報難有拝見仕候、時下益御清適奉拝
賀候、小生一月中旬より此頃迄九州へ漫遊いたし居、御電報も転
送いたし來り途中拝見仕候次第ニ而御示諭之件も種々混雜いたし
居候間再々御答も遲延いたし候段御寛恕可被下候

朝鮮政府公債之件は當局之御人ニ余り精神が入り不申、第一三菱
ノ謝絶、第二政府より御談之言語中兎角閣下御担当之事故第一國

立銀行并三井ニは尽力スヘシ拝被申、稍もスレハ公私混雜、取り
も直サヌ閣下ガ物數寄ニ御勤キ被成候様ニ相聞へ候間其处へ渋
沢・中上川両名卒先者となり發起し遂ニ此兩人ガ總代ともなりて
御地へ罷出候様相成候而者世上如何なる嫌疑を引起し可申哉を懸
念いたし、渋沢・中上川両名は熟議し而冷淡ニ政府ニ於而保証セ

9th Oct. 1894

Is the report true respecting Japanese government Loan
Can probably arrange Germany Syndicate

Send full particulars by wire

Our opinion we can raise at 5% interest

則ち獨乙ニ而シノデケートを組織し引受申度と申意と存候、五分
之利足と申候へ者此戰爭中ニいたし候而者弥信用之厚キ事と奉存
候、渡辺專二郎よりの電信ニ御座候へ者余程確実なるものより之
申込ニ無之而ハ申来り候事は無之と奉存候

一、過日申上候器錐師英人は此頃上海へ帰着可致と奉存候、何か

電信ニ而も有之候へ者暗号ニ而直チニ転送可仕候

右之段奉得御意度如此御座候、御留守中相当之御用も被為在候ハ

、御申付可被下候

早々頃首

十月十日夜

孝

拝

テレサル限りハ之ニ応し兼候趣を確答仕候、小生帰途広島ニ於而陸奥氏ニ拝謁いたし其御氣ヲ以て考察仕候も、如何様し而も此金員ハ調達を要し候事ハ政府の決心なり、又西京ニ而川田氏伊藤伯二対し保証せしよしニ付御態面ハ有之候へ共、此事ニ第一銀行及中上川が冷淡ニ致居候は至極得策なりと思惟し兩人之説を賛成いたし居候

渡辺大臣も川田氏も広島ニ被呼相談ノ結果、日本銀行ニ而引受募集致スニ相成候よしニ付、最早御心配ハ有之間敷、斯く相成候上ハ三井・渋沢も此募集ニ相当相応し候而差支有之間敷奉存候、当初ハ川田も冷淡ニ聞流し而西京へ逃ヶ、三菱ハ謝絶、大蔵大臣ハ御儀式的ニ三井御談し有之、三井・第一銀行ハ閣下ノ御為メ担当スヘシ挙被申聞候事故実ニ奮激ニ不堪次第三而政府を御怨み申候義ニ御座候

右様之次第故今後とも御地へ罷出候ものは山本達雄歟又ハ他二人を需メ可申歟、中上川・渋沢挙は成ルヘキ丈ヶ相避ケ可申候、此國家之大事ニ際会し右様之俗論ハ有之間敷答ニ候へ共、上政府より下一般經濟社會ニ至ル迄、稍もスレハ卑劣千万之臆説を抱き折角の御功勞ニ傷ケ候事も有之可申ニ付、我々は慎みて朝鮮ノ件ニは關係不致様心掛居可申候

一、明治政府より当初より今日程理財社會ヲ操縦スルニ大事之時は無之ニ今日程政府と經濟社會と離隔遠なる時は無之と存候、只川田氏なりともありて其間を弥縫スレハ責メ而は宜く候へ共、同氏も心臓病故始終尽力も出来申間敷、誰一人とし而此大切な

機関を使用スルニ勉メ候人ハ無之、今後戰争ヲ繼續スル之資金は如何し而蒐集スルカ、戰爭後之經濟ハ如何なる方針ヲ以て之ヲ医スルカ、海陸軍ニ優ル之技倅を要スル時節ニ当り政府の冷然たるニは驚愕仕候

一、御地鉱山ニ対スル技師撰定ノ事被仰越委細拝承仕候、幸イ伊藤弥二郎も帰京致居候間相談ノ上可申上候

一、段々之御丹誠ニ依り朝鮮政府の改革ハ美事相運ひ、国王も后妃も大院君も皆御精神御深切ニ感伏恩威並ヒ被行実ニ一言半句も無之様相成候よし、流石御敏腕感伏之外無之と者太体各政黨派之人々申唱ヘ、就中松田正久氏挙ニ至リ而ハ星扁朝色々話しもいたし候ものと相見ヘ大ニ感伏致し居候

いつれ公債之事も確定し資金貸与もいたし地方政度財政之整理等略大体之改革片付候ハ、御長居は無ク速カニ御帰朝相成候様希望之至リニ不堪候、此度之御功勞ハ皆衆人之頭腦ニ感し居候、余り長ク御在勤相成候よりハ太体之処ニ而御引揚之方可然ど心得候ハ釈子ノ前ニ説法、偏ニ御免可被下候

三井家之事も各商店中々繁昌仕候へ共、種々之弊害ハ必ス繁昌之時ニ種を蒔き申候、然し何分小生共之力ニ而は此弊害と心付候事之予防は六ヶ敷大ニ御力ニ依リ而今日警戒を仕度と奉存候、追々尚可得貴意候間御差含置キ可被下候

昨今ハ渋沢氏も病氣ニ而興津ニ転地致居候（是ハ御心配被成下候病氣ニハ無之候）、中上川も大阪ニ罷在候、小生も帰京何ヤラ混雜旁用事而已申上候次第二御座候、時下折角御自愛奉祈候

早々頃首

明治十八年二月初三

孝
再拝

井上伯閣下

尚々、御手紙ハ大ニ心得ニ相成候事も有之候間渋沢氏ニ差回し置キ申候

〔32〕 一八九五年（明治二八）二月一一日

尚々、朝鮮石炭之試験表拝見難有奉存候、アンスラサイトニ候へ者試験表之通りニ可有之、然し他道ニ通常石炭必定可有之奉存候

謹啓仕候、時下益御清適御起居為仰奉拝賀候、過日一書相呈朝鮮公債ニ拘る事情詳述仕候、御落手被下候事と奉存候、日本銀行ニ而担任募集仕候等ニ夫々手続中之よしニ付公信を以夫々御承知被為在候事と奉存候

拠鉱山技師之件ニ付伊藤弥二郎とも相談仕候處、同氏之承知いたし居候処ニ而は学問と申し実地と申、兼備之人ニ無之而は役立不申、誠ニ冶金の方ハ他日ニ延し先以採礦専門之人ニ無之而は不相成候間仙石を除き而ハ他ニ無之旨に聞居候、是ハ至極尤千万ニ候

哉、藤田組ニ而如何有之哉、又世上ニ而如何ニ嫌疑を抱き不申哉、不相替愚痴を考ヘ申候、可相成ハ矢張公然農商務大臣へ被仰

遣、主務省ニ而撰抜為致候而は如何可有之歟、結局いつれが実業者が傭使いたし居候ものを奪ふ外有之間敷、左スレハ仙石又ハ末松辺へ落札可仕、末松ハ三井の方一人ニ而如何にし而も差出兼候間、小坂もし仙石を手放し得候へ者恐ク同人ニ可相成候間何卒公然御照会被下度奉希候、鉱学会と申ものも有之間、夫へなりとも詰問可被致歟、いつれニも主務省へ御申遣し被下候ハ、如何様ニも調理可相成、其都合ニ而金子次官へ内々注意仕置候而も宜く候、技手之人ニはいづれも実地家、両三名ハ伊藤・末松之手ニ而都合可相成候、委細伊藤ノも申上候筈ニ候へ共、右之段上申仕候末松他三郎より申上候倉谷之鉱山も引受後十一月廿五日より製煉相始候處、全以同人申上候通りニ相違無之、今年ハ上半年季ハ二万円計し之利益ハ有之見込ニ御座候、今日之處先以御放神可被下候敵艦破滅威海衛も我手ニ入り國家高運奉謹賀候、一時三皇威を世界ニ輝し候義、偏ニ陛下并功臣之賜、只夢歟とも被思、議会拝も如何ニせば翼賛之途を得ル歟と相勉メ候次第第二御座候、只今後ハ經濟界の調理丈ケと奉存候

右奉得貴意度

二月十一日

早々頃首

孝

再拝

井上伯閣下

〔33〕

一八九七年（明治三〇）九月一〇日
カ

拝啓、爾後不相替御無音龍在候、御寛恕可被下候、拵此焼物ハ中

々名作と被存候へ共、御鑑定如何奉伺度、兎ニ角呈尊覽候、壳物

ニ而他より持參仕候へ共、乾山といたし如何哉、此節流行物、価

ハ非常之事申居候、別段御思召も不被為在候ハ、御下け奉希上

候、万一御思召ニも適ひ候ハ、先方如何様と談判可仕と考へ龍在

候、右奉得貴意度、御多忙中御妨秦恐縮候

九月十日

井上伯閣下

孝

頓首

拝

仕候

九月十六日

早々頓首

孝 拝

井上伯爵閣下

尚々、先日郵船会社之株を御売却有之候而如何哉、山県伯御分

ニ付申上試候、三菱ニ而も三千株程売却、三井も持株売払ひ之

氣込、此節之場合八分之配當六ヶ敷よし、御考へ相成候へは如

何、折角中上川とも申談候事ニ御座候、改革ニ而三拾万円は相

違之よしニ候へ共、中々収金減却随分困難之よしニ承り申候

〔34〕 一八九九年（明治三二）五月一五日

拝啓仕候、高辰義も此頃より病氣追々快方ニ付、何とか養生仕廿

五日頃までニは是非出京御召集ニ出席仕候様申越候、外一同は東

京ニ龍在候、右一寸御報告申上候

謹言

孝 拝

五月十五日

〔35〕 一八九九年（明治三二）九月一六日

拝啓仕候、陳ハ九鉄紛議も種々双方ニ議論あり容易ニ無之處、段

々尽力致候人々有之、双方とも全ク無条件ニ而閣下之御裁判を仰

き九州鉄道前途之為メ可然御願申上度との事ニ御座候、就而ハ双

方より、三名ツヽ渋沢・雨宮并小生之取扱入付添ひ早朝龍出度候

間無御差支候ハ、御引見奉願上候、尤段々九州より出懸来候もの

も有之候間彼是再燃不致前拝顔相顧度との事情御洞察被下、明朝

ハ御差繰被下候ハ、別而難有奉存候、尚御都合相伺度、予メ懸願

仕候

九月十六日

孝 拝

井上伯爵閣下

〔36〕 一九〇〇年（明治三三）一月九日

拝啓仕候、陳ハ有樂会規程草案及渋沢氏之修正案とも其儘差上、
尊覽を相願申候、渋沢氏よりも閣下之御加筆相願度旨申來候、御

閲覽之上御回付奉願上候

謹言

井上伯閣下

再拝

井上伯閣下

再拝

【37】 一九〇〇年（明治三三）二月一九日

拝啓仕候、陳ハ大阪商船会社ハ種々御高配も有之、毛利公ニも大株主ニ被為在候間茲ニ内々清聴を奉煩候が、國家之保護を蒙り候会社ニして此度北清之航海ハ神戸清商と契約し清商之貨物より外運送不致事ニ仕候趣事実ニ候か、契約書之写一読仕候而只々驚愕仕候、折角我商權を拡張し日本商賈之海外貿易ニ便利ヲ与へ候運輸機関にし而夫も國家之保護之下ニ相立居候而ケ様清商之掌握致すところと相成候と者遺憾千万ニ御座候、從元他へも漏洩可致二付與論之批難を受候事と奉存候、一応御聞ニ達し置候
一、過般三井同族会幹事に日下義雄と申候人候補者ニ御撰み相成候趣を以御内話を蒙り候節、主人とも如何ニ感し可申哉なそ価値なき御答申上候段慚愧之至リニ御座候、同氏ハ予而方正勤直之人ニして充分信を措くニ足る人ニ相違無之、深く御勘考御撰定被下候ものを輕卒なる御答申上候ハ以之外之義ニ御座候、深く其軽卒を此ニ拝謝し其節軽々申上候義ハ謹而取消仕候、何卒適當之人と被思召候ハヽ可然御取計奉願上度、御發言を相待チ乍不及一同へも安神為致候様可仕、又能ク協同事ニ当り可申候
右一応申上置度

【38】 一九〇〇年（明治三三）三月一七日

拝啓仕候、陳ハ田中市太郎貸金之義ハ今朝中上川ニ委敷申聞且つ御伝言之趣ハ詳細相伝へ置候、近頃三井銀行ハ預り金利足之安きため預り金ハ相減し一方ニは田川炭坑買入等ニ而資金之入用尠らず、夫か為メ少々中上川も困り居候、抵当ハたしかなるもの入れさせ可申候、尚能ク書類檢閱可申越様約束仕置候、然し此際甚以恐入候へ共中上川へ対し一寸御一書御遣し被成下候様相顧度、小生より申伝へ候丈ニ而是多少感しも相違可有之、此段御願ひ申上候、廿六日午後一時御相伴被仰下難有奉存候、無相違拝趣可仕候
右奉申上度

三月十七日

早々頓首

孝

再拝

【39】 一九〇〇年（明治三三）三月二〇日

拝啓仕候、過日御書面之趣ハ爾來小生之頭脳を痛メ何とか工夫相付度と存し罷在候、一ト工夫相就ケ候間小生參り直チニ衝突いたし候事有之候而もおもしろからずと心得、先づ朝吹氏を以て中上川へ相談及ハせ候処、其手段ハ如何ニ致せ恐ク田中市兵衛を保助

二月十九日

早々頓首

して金を貸すと申事ニ相成候が茲ニ最中上川氏ニ取り困難なるは
去年十月自身大阪ニ龍越候節広岡家ニ於而金員入用之節不動産抵

当貸金ハ一切不致と、強而請求致され候を謝絶いたし候よし、其

節広岡細君ニ釘まで打たれ居候故ニ如何ニ閣下より之仰せ事と者

申せ夫も大阪之人たる田中氏へハ貸したると申候而者何分食言之

甚敷ものと相成、如何ニも困難仕候、其上茲ニ其例を出し候節ハ

直チニ近き将来ニ頼談を受くべき家も有之、其断も難出来可相成

候ニ付何とか御勘弁相願度との答ニ而是には如何ニも理由之有之

候事故、敢而御言葉に悖るニハ無之候へ共、同人之地位も御推察

相願度、只今委細朝吹より答へも承り候間早速罷出、尚御旨も伺

ひ度存候へ共、御留守之事故、乍不充分以書中不取敢申上置候、

いつれ明日拝顔尚可相伺候

早々頓首

三月廿日

孝

井上伯爵閣下

【40】一九〇〇年（明治三三）五月一三日

拝啓仕候、昨日被仰聞候鋼鉄類別紙取調書差出申候、御便利之為
メ日本円ニ換算仕候、三郎助并ニ団琢磨より御願ひ試験候様申出
候は明十四日集会所ニ於而福岡・熊本兩県知事を夜食ニ相招候積
ニ御座候が、此頃両地へ御越被遊候御縁も有之、もし哉暫時ニ而
も御光來を賜候ハ、何寄之光榮ニ有之、全く單純なる西洋料理、

何之御馳走と而是不仕候訳ニ御座候、兩人御願ひ御聞入候哉、兎

ニ角願ひ試候

右之段奉得貴意度

早々頓首

五月十三日

孝
再拜

井上老伯閣下

尚々

高辰出京之義ハ昨日電報仕候、又十七日ニは御出席相願、種々
御賢慮相願候筈、昨日元方ニ而種々理事之事ニ付而も談話有
之、いつれ拝顔可申上候

頓首

【41】一九〇一年（明治三四）一月一一日

拝啓仕候、朝夕ハ寒氣も隨分と存し候へ共、御地は定し御凌き能
く被為入候事と奉存候、過日ハ三井家之式へ態々御帰京被成下難
有奉存候、台灣製糖会社之為メニも厚く御説示被成下、弥会社之
基礎も鞏固ニ相成感銘之至リニ不堪候、爾來地所之買入ニ着手仕
候處、土地持之農民中々地方官之説論を聞入不申、大分反抗者も
出来不穩之情況ニも相見へ候へ共、兎も角承諾致せしものより速
カニ買入相始め申候、橋仔頭之方多分子町歩ハ纏り可申歟と奉存
候、此際精々進行不致時ハ先きニ至り、倍自由ニは不相成事と奉

存候

別紙ハ旧職物産会社當業の方針ニ付支店長等ニ向ひ申演へ置候筆記ニ有之候、着々此趣旨ニ而進行仕候心得ニ御座候得共、尚不氣付之事とも御教示被成下度、幾重ニも勉力可仕候、幸ニ御暇之節御一覽置被下候ハ、難有奉存候

第九銀行之一条も高橋長秋氏帰京、昨今安田善一郎氏へ交渉之よし、安田引受異候ハ、肥後銀行ニ於而も共ニ引受候意向之よしニ御座候、然るニ第九之一条有之候以後地方之銀行ニ種々之風説有

之、第百十二付而モ平岡なぞ色々申聞候事も有之、頭取御撰任ニ

付而者別して御注意被為在候事と奉存候、此頃田島氏御派遣も其辺之事被仰含候事と奉存居候へ共、山本貴三郎へ対したる貸金な

ぞニ就而見而も隨分困難物可有之哉ニ推察被致候、從元御如才無之義に候へ共痛心之余り余計なる事申上候、不惠御寛恕可被下候

豚児信世不相替御懇篤なる御薰陶を蒙り難有奉存候、甚以鈍才愚物ニ御座候へ共、尚々御叱責宜く奉希上候、以御庇蔭帰宅仕居候而も前と著敷相違仕候、試験も先以優等を得候、偏ニ御配慮ニ依り候事と深く感謝仕候

右申上度如此御座候

明治三十四年

一月十一日

諱言

【43】 一九〇一年（明治三四）六月一八日

井上伯爵殿閣下

孝 拝

一月廿一日

拝啓仕候、益御清適奉拝賀候、臼井より相願候處早速御承諾被下難有奉存候、然る處幸ニ大蔵大臣ニも厚く被仰下充分援助すべけられハ決し而心配せず、貸金を回収せず、取付あらは應すべしとの事に而日本銀行より百五十万円借受、諸処用意仕候間乍憚御放神被成下、之カ為メ御帰京を早め候而ハ恐入候間何卒廿二日まで御滞留とあれハ御滞留御静養奉祈候、昨日ハ中上川も松方伯ニ罷出今朝ハ小生よりも一々表を以て三井之資産を御覽ニ入れ候處、随

井上馨宛益田孝書簡

井上伯閣下

孝
再拜

【42】 一九〇一年（明治三四）一月二一日

拝啓仕候、今月中ニ是非一會有樂会相開度、御臨席被成下候、御日取御示し相願度、渋沢氏よりも昨日頻りニ懇望仕居候、廿六日は如何御座候哉、実ハ東京築港問題も追々進行いたし來候間有樂会之意見相定め申度、又銀行監督之法律も大藏省ニ於而取調候よし是も可相成ハ有樂会へ被示會議ニ相懸申度、いつれも緊急之間題故御臨席相願度奉存候、何卒御都合御電報被下候ハ、別而難有奉存候

今朝ハ小生よりも一々表を以て三井之資産を御覽ニ入れ候處、随

分資産之増加しあるニハ驚き被居候

初新聞紙二六ハ鈴木天眼と申ものを態々長崎へ遣し同處之新聞紙

ヘ記載為致候よし、門司其外へも同人を巡回し書き立させ候積り

之よしニ伝聞仕候、何卒何分秋山より申上候事も引当ニならず如
何之事歟と奉存候、余ハ御帰京拝眉万々可奉申上候　勿々頗首

六月十八日

井上伯爵閣下

孝　拝

【44】一九〇一年（明治三四）七月二日

謹啓仕候、御痛處ハ近日御快方と奉存候、其後屢々御訪問申上度
之處、小生義も腸加太児ニ而引籠居候為メ大ニ御無音申上居候、
御寛恕可被下候

倫敦より來書ニ子爵加藤泰通氏ハ五月廿二日無事着英被致、三井
高精之止宿致居候家族へ一時依頼いたし、其内可然教師相撰ミ其
方へ移転可相成様可仕と渡辺專二郎より來書有之候間、此段申上
候、サウサンフトン江は出迎人差出し何も御不都合ハ無之候旨も
申越候

水谷耕平も着京仕居候へ共、御入院中故態と差控へ申居候、是ハ
いつれ昇堂可申上候へ共、先以同人之義ニ付申上候義ハ御取消し
奉願上候、余ハ一両日中伺候可申上候　早々謹言

丑

七月初一

孝

再拝

【45】一九〇二年（明治三五）一月七日

拝啓仕候、過日は昇堂御静養之御妨仕候、御寛恕可被下候、三池
炭坑之出火も一部遮断ヲ執行仕候而他へ延焼ハ全く無之、減炭ハ

不得已義ニ候へ共、執業ニ着手仕候様申越候、田琢磨も昨夜急行
出張仕候、幸ニ御放念可被下候、大和紡績買収之義ハいづれ賢慮
を可相伺事と奉存候へ共、小生は爾來段々考慮仕候ニ三井之責任

弥重く相成候故當分見合候方可然義と奉存候、尚同族会事務處ニ
調査部ニ而も設置被致、全体之金融等今一層安心を置き候場合ニ
際し而ハ免も角も、今日猥りニ責任を重くいたし候義ハ早計と奉
存候、小生從元合同論之養成より遂ニ提出者之一人となり御聴ニ
また相達し候へ共、熟々考へ大ニ悔悟仕候、いつれ愚説ハ朝吹ニ
も可申談候へ共、不敢敢此旨陳情仕置候、渋沢氏とも相謀り全体
若クハ大部分之紡績会社を合同し三井ハ重なる株主之一員として
關係し全ク独立会社と致候事なれハ自ら責任も輕減致し可申候へ
共、鐘ヶ淵と申ス所謂三井一家之紡績会社ニ合同致候ものハ啻ニ
三井之紡績業を拡むるニ止り今後如何なる事變ニ遭遇し製糸も売
れず金融ニ差支候時ハ三井も此御相伴ニ已むなく倒産不致を得不得
る場合ニ陥り可申歟、今少々慎重考慮を要し候事と奉存候、尚御
教諭を垂れられん事希望之至リニ不堪候

別紙ハ例年歲末ニ会社全般ニ注意致候廉々申述候筆記ニ御座候、

御閑暇之節幸ニ御一覽も被成下候ハ、難有、是又其足らざる処御高論を辱ふするを得ハ難有奉存候

右申上度如此御座候

卅五年一月初七

謹言

一月十五日

勿々頓首

孝
再拝

井上伯閣下

孝
拝

井上伯殿閣下

【46】 一九〇二年（明治三五）一月一五日

拝啓、過日ハ緩々拝詫を得難有奉存候、其節相伺候件ニ付而者高保へ御文通被下御地へ御呼出し被下候而ハ如何、参る参らぬハ暫ク措キ免ニ角御相談被成度ニ付而者参られ得るなれハ是非参る様被仰下候得者好都合と奉存候、病氣ノ為メニも御地ニ一ヶ月も滞留保養仕候ハ、極メ而可然と奉存候、病氣之故も可有之候へ共、兎角世の中を樂ます引籠勝ニ罷在候間御手紙相願度奉存候、もし同人罷出候ハ、大ニ御参考ニ可相成義可有之候

会員ニ各店専務理事を被命候事ハ各店ヨリ首席理事一名と被成置候ハ、別ニ都合可然と奉存候、小店ニ専務ヲ置カヌ「無キニも限らず又專務ありても永ク旅行・病氣ノ為メ不在之片ハ首席理事」といたし置候へ者代りて他之理事罷出候弁利有之候、管理部會議之議長ハ同族より撰定し置ク共、部之事務ハ理事之ニ當るとして理事ハ其業務取扱ニ対し而者同族會議長へ対し責任を負フことニ被成下候方可然と奉存候

【47】 一九〇二年（明治三五）二月六日

拝啓仕候、先般御帰京之節ハ風邪ノ為メ昇堂を致し得ず、不敬御寛恕可被下候、其節ハ電話三而御懇篤なる思召被仰越難有奉存候、漸く昨今平愈仕候、乍憚御放神可被下候、高保ハ懇ニ御地ヘ罷出候事申送候處、承り候ニ全ク鉄道ニ參り旅行政致候為メ自病ニ故障相生し試験仕見候ニ著敷相分り候様子、夫か為メ国府津を動くことなく保養仕候よし、折角之御思召ニ候へ共病氣とありては実ニ無拗次第二御座候、就而者今後何か同人之意見御尋被下候場合ニ小生共御地ヘ罷出、兩地之間往来いたし御使役相勤可申候間何時なりとも御電信被下次第罷出可申候

今年議員選舉ニ付福岡県より政友会同處幹事森田正路なるもの出京いたし居候間、野田・永江之事とも模様団琢磨より承り合ハセ候處、詳細之事情答弁候よしニ而野田ハ麻生多吉之代リニ貝島勉力致吳候ハ、屹度選舉可相成、永江ニ付而者友人中之競争有之ハ、相纏り可申とて森田ハ帰省之節拝顔之榮を得貝島へ之御一書

尚心付候件ハ御参考ニ可申出候間、御取捨ハ御思召之まゝ可然相顧候義ハ申まても無之

頂戴いたし度旨申聞候よし、是ニ付団自身ニ一応御訪問申上度旨申居候、何卒野田・永江之為メ御一臂之御援助御与へ被下度奉願上候
築港之事も種々首相へ御話し置被下候よし、頻りニ内務省の方取急キ居候、尚是ニ付而者近日別段可申出事も可有之候
右之段奉得貴意度

勿々謹言

明治三十五

二月初六

孝
再拝

井上世外伯閣下

尚々、団も罷出度申居候へ共、例之築港其外ニ而一両日手放し兼延引罷在候

台湾一条其外ニ付、屢々申上度義ハ書中ニ尽し兼候間白井差出申候、御聞取奉願上候
二月十五日

孝 拝

井上世外伯閣下

拝啓仕候、過日ハ罷出長座御妨申上候段奉拝謝候、帰途高保へ面会委細御伝言之趣申伝へ且つ書面も拝見致候處、無論異存之有之事ニ無御座、尚委敷拝見心付之点も御座候ハヽ可申上筈、今日成瀬を差向候間同人を以て書面へ御返上可申上候

鈴木氏ニ面会仕候間御内話之事も能ク事情を打明ケ物語り仕候、就而取締役候補者同人へ者不申聞候へ共、考へ付候もの御参考ノ為メ申上度

第一、藤田四郎氏ハ如何御座候哉、飽まで政府ニ立チ而治者とな

る決意ニ候ハヽ不得已候へ共、当分今日之位置ニ居られ候積りなれハ民間之事業ニ被就候事ハ不相成ものニ候哉、もし閣下之御思召次第三而同氏動き吳候ハヽ無論社長之位置ニ立チテ業務ハ鈴木氏専ら担当可仕候、是ガ御思召ニ適し不申候ハヽ、第二ハ浅田正文氏ニ有之候、是なれハ鈴木氏社長となり取締役ニ浅田加リ候ハヽ商業銀行及郵船会社之取締役も致し居而中々世話も能ク致し、又郵船及三菱之人々株主ニも相見へ候間是等之為メ又金融之心配等引受候ニも極メ而弁利と被存候、然し同人承諾致候歟否ハ心配仕候へ共、もし同人之方宜キ哉ニ被思召候ハヽ承諾可為致方法ハ別

ニ申上度候、第一案ハ必らず鈴木も悦び可申、又三井之内輪ニも朝吹なぞハ頻りニ希望致居候

外交上之御成功奉祝候、真ニ意外之上出来ニ御座候

【48】 一九〇二年（明治三五）二月一五日

拝啓仕候、松本常磐差出申候、然るニ外より内々洩れ承り候ニ貝島ハ御遣し被下候人ハ日々業務を採る人ニ無之、營業上自身之顧問役とも可相成老成人を御附ケ被下候を希望致し居、松本なるも

【49】 一九〇二年（明治三五）二月二五日

の其様之人ニ有之かを内密聞合ハせ居不申哉と奉存候、もし小生承り候事実に候ハ、彼ハ大なる誤りニ而營業上之顧問ハ入用ニ無之、計算を明かにして各處之業務を監督する人を得るこそ真ニ必要と被存候、然もしも彼之意ニ初ル適ハさる時ハ直キニ松本之義ニ付突も引越し可申哉と懸念仕候、甚老婆心ながら茲ニ松本之義ニ付御再案奉願上候、自然御思召ニ寄り同人九州へ漫遊し貝島ニ面会為致、其上ニ而御取極メ被下候而も宜くとも奉存候、いつれニも貴意可然御指揮可被下候。

藤田四郎氏ニ製糖會社之義申入候處、同氏ハ三、四ヶ条之懸念説を抱き大ニ躊躇致居候。

第一、株主が如何ニ思ふか、鈴木一派之株主ハ自身を頂くも、他一般之株主類触ニ寄り之をまとめ得るか否

第二、社長となりても有名無実にして其実鈴木一派ニ如何なる情実あるか、遂ニ之と衝突して破れを取る事無之か

第三、無暗ニ業務を拡張しラム之失敗等ニ其実大ニ困難を致し居不申哉

右三ヶ条なぞ甚心配なり、然し閣下ニ於て右等之事とも心配ニ不及として入社可致とあれは引受ケヌトハ申サヌガ実業界之首途ニ先づ失敗する事ありては残念故小生より閣下へ申上候而御賢慮を仰キ吳度との答へニ御座候、先ツ第一、第二ハ別に心配仕候處無之と存候、第三はまさしく困難ニ可有之と存候、然ニ実業上ニは邇くへからざる困難ニ而尚是より払込を促し漸次會社を鞏固ニする手段を取り候へ者敢而恐ル、處無之と奉存候、然し初而ケ様之境

候、是も無理ならぬ事と奉存候、尚御賢慮奉仰候。

右奉申上度

一月念五

井上伯閣下

孝 拝
早々頓首

【50】 一九〇二年（明治三五）四月二七日

謹啓、日々四方より襲ひ來候訪客ニは折角之御旅行も却而一層之御迷惑ニ可被為在奉恐察候、此度ハ計らす豚児御供相願候處早速御聞届被成下難有御懇情奉感謝候、何卒私同様御叱責何事も臼井同一ニ御使用被下度、御取調へもの若クハ他日御参考となるべきもの等も御座候ハ、取調御下命可被下候、今日は三池へ御越被下候よし築港場処も御覽被下候ハん、古市博士ニも説を叩き候處、此設計なれハ予算ニ格別之狂ひ有之間敷、今少々大なる船之着する様いたすも引合ハぬ事ハある間敷、然し資金と相談故其論ハ主張せず、只少々ドツク之位置を改良する工夫中なりと申聞居候熊本県ニ而ハ新聞ニおだてられ二角之不利益を申立妨害運動いたす哉とて団も心配いたし来候、同県人御面会之節ハ何卒夫となく今少く眼を大ニいたす様御一言置キ奉願上候、九州紡績之鐘ケ淵ニ合併一条も着々管理部ニ而綿密ニ商議を尽し相進み居候、永江より委細可申上度

右之段拜謝旁奉申上度、時下折角御自愛奉祈候

頓首

四月廿七日

井上世外伯爵閣下

孝
再拜

候、不敬之段御寃怒奉願上候、尤兩三日御側ニ罷在候御庇蔭ニ而
大ニ学ふところ有之、都而何事ニ對し而も不屈之精神を以て進入
候決心何寄かの賜と奉謝候義ニ存候

尚々、セメントは追々四方へ売り込申候、台灣へも大分約束
仕、海軍の方も陸上の方へ追々売込申候、何卒石黒博士之處宜
く相願申候

頓首

【51】 一九〇二年（明治三五）五月七日
三白、八郎右衛門未タ帰京不致、此義吳々秘し置吳度申居候間
御帰京まで吳々御差含置相願申候

尚々、武之助一条ハ有賀より可申上候へ共恐ク高利貸之食ひも
のと相成、其高凡九万計りと相成候義ニ御座候、出来得る丈ケ
之始抹ニは相談仕居候、然し暫時御聞込無之事ニ被思召置相願
申候

五月初七

勿々頓首

孝 拝

井上伯爵閣下

申候

【52】 一九〇二年（明治三五）八月八日

拝啓、貴命ニ從ひ松本罷出候、宜敷御嚴命置相願申候、余り常識
ニ富みたる方ニ無之候間貞島之任務如何哉と心痛仕候、終而御教
示奉願上候、太郎義御厄介相願難有奉存候、數十之人々曉より深
更まで御側らを離れず無限之御氣根ニ而御接し相成候を日々驚愕
ノ余り恐縮ニ付退參仕、他之工業等大阪其他ニ於而視察帰東仕

拝啓仕候、御發京之節ハ無余義用事ニ御見立も不仕段不敬御免可
被下候
元之助妹縁談之義望んでも無き義ニ御座候、守之助方おせつ老人
ニも申聞早速承諾之義申勧め居候
一昨日ホンバルリアメリカン会社之汽船之石油焚用船到着仕候間

罷越し団其外とも見分仕候処、実ニ其巧妙にして又容易なるには一驚を喫し申候、遂に其利益は大ニ石炭ニ打撃を蒙り候而石炭之為メニは油々敷大事と奉存候、委細近日訪問可申上候、いつ頃まで御地ニ御滞留ニ候哉、御出立之節ハ御一報奉希上候
 早川へ御書只今同人より差越拝見仕候、小生等兎角不肖にして常ニ内外種々御心労を奉懸候段慚愧之至リニ御座候、同人と小生之間ニ就きて如何ニ御聞込も被為在候哉難計候へ共、一旦被仰聞被下候義ハ小生ニ於而心頭ニ染入り決し而其御懇示ニ背かさる積りニ御座候、同人へ直言致し、尚折合不申事は何事も閣下へ申上候積りニ付小生より直チニ上伸不仕事ニ付他より彼是御聞込之義は御取り上ヶ被下間敷候
 尚今朝よりも段々高保申聞候一条も有之候間近日參堂詳細具陳可仕候
 永江純一は段々御配慮被下候へ共、遂ニ其意を翻し同志打チ不致様断念仕候趣ニ御座候、是又不得已義ニ御座候
 右之段一応奉申上度

井上伯閣下
八月初八

勿々頓首
孝 拝

尚々、木村之為メ之歎願未タ聞入を得、甚不本意ニ奉存候、尚々精々相尽し罷在候

尊翰奉拝読候、不順之候ニ有之候へ共、御満堂益御清適被為^(アマ)拂賀候、此不順氣ハ貴諭之如く美ニ為國家大ニ寒心可致義ニ而閑東は全体、東海道も半面ハ早稻半額とも可申歟、幸ニ九州・中国ハ好順ニ而稍豐作と申居候処、此五六日低氣之為メニ是又早稻ニ故障相生し候事と被存候、然し世間悉く樂天主義ニ而空頼めニ経過いたし居候は不審と被存候義ニ御座候、弊社ハ先日來ラングーン米ニ注意し此節ニ至リ稍得意先き之動キニ五千八百屯一隻を仕入三千屯壳約定仕候、尚引続壳リニ從ひ買ひ、買壳行ヲ見而買ふと申手段ニ而最注意營業致候方針ニ而夫等が為メ寸時も放し兼思ひながら御無沙汰仕居候、米之商売と同時ニ凶歳ニなり一般需用を減すへき商売は縮少不致では難相成、最周到之注意を要し候年柄ニ御座候、尚御氣付之件ニは何卒御済し被下度奉願上候築港之義ニ付御心付之段實ニ御尤ニ奉存候、团へも可申談候伊皿子家縁談之義は去る十日ニ小生も罷越し御深切ニ御心配被下候義ハ被仰越候までも無之、厚く申聞尚本人へハ同日おせつ鳥居阪熊々罷越説諭相頼候、杉村之義ニ付而者詳細外務省之方取調へ為申聞候処、何分海外ニ出る（外交官たる故）事を好み不申、又中山寛六郎に手を焼き再嫁と申事甚心配致居候様子、常之如く躊躇、兎而も決心之様子無之候、幸イ御書面ニも有之候間元之助同道本人御地へ罷出候様可申伝候、今に始メヌ「ニ而、兎而も急之」いつれ近日參堂拝顔万按可申上候、不敢御受まで如此御座候

明治三十五

八月十一日

井上世外伯閣下

孝

再拝

尚々
一寸清聴ニ達し置候

頓首

尚々

御不自由之ものも被為在可申、本多ニ被仰付御申越可被下候、送り出可申候

【54】 一九〇二年（明治三五）八月一三日

拝啓仕候、今日は漸く本順と相成候、何卒此後ハ恢復米作も見直し候様相成る事祈念ニ不堪候
伊皿子ヘハ昨日尚御手紙ヲ以島居阪守之助及小生も元之助ニ面会申談仕候處、段々相談之結果當人弥海外行之事等も決心致候よし

二而尚少々杉村氏一身上ニ関し承り度旨ニ付、小生中田敬義ニ面会、夫々承り報告可仕筈、又元之助は妹同伴一両日中ニ御地へ相伺候筈ニ御座候へ者御安神奉願上候、余ハ尚可奉申上候
右奉得貴意度

八月十三日

勿々頓首

孝

再拝

八月念九

勿々頓首

孝 拝

井上伯爵閣下

尚々、信世義余り之降雨ニ而三条公達と一昨日帰京仕候処、又々充血仕候而困難仕候間、脳病専門家山田鉄三氏へ日々診察を受居候、格別之事ニハ無之と存候、兎ニ角指定地を替へ候事故

【56】
一九〇二年（明治三五）九月一日
拝啓仕候、陳者過日は富岡其外之工場ニ付呈書仕候処、早速御答
書被下難有奉存候、余り大体之事而已申上候而恐入候、即チ別紙にて
に議案及原価等詳細之書付相呈候、尚売却之条件も別紙にて御承
知相願申候、各工場之營業成績ハ別紙に數年之分表ニいたし奉呈
貴覽候、今日同族会に提出、種々丁寧ニ評議有之候而売却仕候事
ニ決議仕候、尚閣下ニ被為於候而御異議も無之旨申演置候、何分
損益之浮沈常無之事業ニ有之候間、損失ハ甚々多く人間之仕末ニ
も困却仕候へ共片付候方可然と奉存候、別紙損益計算書ハ單ニ工
場之経費ハ差引有之候へ共、此上本部重役其外之俸給等加算いた
し無之候

拝啓、今朝有賀へ仰聞之義、只今同族会にて承り小生ニ龍越候様決定ニ付早速出発仕度、万一ニも希望相届候ハヽ団も龍在らすしては差支へと存候間篤と相談ノ上同行可致候相成るべくは桂首相・山県侯へ御書被下度相願候

別紙平岡二関する書類御修正之分淨書差申候、平岡家整理之未
項ニ山本太郎之家之整理必要云々も有之候へ共、是ハ例之割引し
て証書を取り戻し候意味相含候事と存候へ共、兎ニ角文章ハ山本家
之整理迄を必要と有之、もし此一章彼等ニ相渉れ候場合ニは種々
關聯を惹起し可申哉、取除き置候方安全と奉存候、内密御思召之
例之義ハ極而秘密ニ致し置、時機到りて御協議被成下候様奉願上
度候、右心付候ニ付一応申上候、御取捨可然奉希候

尚種々申上度件も有之候へ共、不日御地へ罷出度候間、拝眉三讓候、明日よりハ少々暴風雨襲来可致、折角御用心可被遊候

九月一日

忽々頓首

孝
拌

井上伯閣下

十一月初八

孝
經

[58] 一九〇一年（明治三五）二月一〇日

拝啓仕候、陳者小生少々閑隙を得候ニ付、決算時期大阪視察二二

井上伯爵閣下

[57] 一九〇二年（明治三五）一月八日

尚々、小生ハ明朝夕之内三出立可致と奉存候、御書面御認被下
次第御沙汰次第頂戴ニ一人差出し可申候

仕候、過日ハ雨中ニ拘らす精製糖会社へ御往賀被下、親敷御門糺し御指示被下候よし誠ニ御懇志之程奉感謝候、鈴木も大ニ力を得候事と奉存候、鴻池ニ而融金多く大阪倉庫之株を買入候よし先日被仰閨候、右者神戸小野浜之倉庫地處買入吳申間敷哉、何卒御差

含被下、もし右様之事共相運ひ候ハヽ大幸と奉存候、種々申上度
候へ共、いつれ近日帰京拝顔可申上候

勿々頓首

十二月十日

井上伯爵閣下

孝

再拝

後藤新平氏ニ御伝言申伝ヘ候処、態々寵出可申様申居候へ共、出立前多忙、誠ニ此頃大磯ニ御越之様ニ付行違不申様、態と差留メ申候、いつれ十一日直行ニ出立いたし候よし付、十日頃出立懸ケ是非拝趨仕候事ニ約束仕候、台灣砂糖之事ハ尽瘁いたす意ニ御座候得共、近來布哇・フィリピン等進歩之形状を見れば中々今日

之如く台灣兎而も打捨難き様被存候、能々御高論奉願上候

【59】 一九〇三年（明治三六）一月二六日

拝啓、過日は兩度之御書難有拝観、又松山を以て御秘藏之両品拝

見御許し被下奉拝謝候、爾來段々關係者ども拝見為致候處、先方

中々高尚なる希望を抱き居候間到底御聞届相成る間敷、何も御帰

京拝顔之上ニ可申上候

廿二、廿三日之内に三井集会所へ御臨場被成下候趣拝承、夫々へ

申聞置候、何も御沙汰次第打揃候事ニ仕罷在候

右之段御答旁申上度

勿々頓首

一月十六日

【60】 一九〇三年（明治三六）二月二六日

孝

再拝

井上伯爵閣下

勿々頓首

拝啓、先日ハ久々尊顔を拝し難有奉存候、其節申上候鐘ヶ淵社債も興業銀行ニ而五十万、郵船会社ニ而武十万、又外ニも引受有之

候間、最早発表致候而も安神ニ付、夫々決定可仕ニ付、七分之利

足九十八ニ而申込を募り候義ニ有之（興業銀行と者少々）、杉子爵其外（割安之内約アリ）

七分之利程ニも相当リ可申懸）若し御差向ケも被遊候ハヽ取り置候様可仕候、先日御伝言ニ付早速拝趣可仕之処、風邪之為メ遲延仕候、いつれ来周ハ必らす参堂可仕候

先日ハ団・高橋も龍出種々御懇詰難有、高橋へ被仰候吳服店一条

興津伯閣下

孝
拝

【60】 一九〇三年（明治三六）二月六日

も密ニ相談少々引受手当り見候様仕居候

復太郎遂ニ病ニ死申候、一昨夜来児玉少介翁之斡旋ニ而多分位を
連家之二人一級進られ候事ニ可相成、首相之御配慮深く拝謝致す処ニ御座

候、小生も先日帰京以来感冒ニ而漸く昨日出勤仕候次第、御無音

仕居候、御免可被下候

右之段奉申上度

二月念六

勿々頓首

孝
再拝

井上伯爵閣下

尚々、本月二十一日大師会相催候ニ付而者來會者皆引當ニ罷越
候間甚以恐入候へ共何か一、二品御出品御許可奉希上候、いつ
れ尚御願可申上候へ共、不敢相願置候

頓首

【62】
一九〇三年（明治三六）二月二七日
拝啓仕候、鐘ヶ淵社債杉子爵其外御応し被成下度過日申上候へ
共、返納割合等不申上候間、茲ニ其割合手続等相認め候もの別紙
ニ差出申候、何卒御配慮を以て何程なりとも応募相成候ハ、別而
難有奉存候

残額三十万円有之候丈ケニ御座候、右之段申上度

勿々頓首

井上伯爵閣下

三月廿八日

勿々頓首

孝

尚々、ウイツケルスニ御面会被成下難有奉存候、同人も深く満

二月念七

孝

井上伯爵閣下

【63】 一九〇三年（明治三六）三月二八日

拝啓仕候、爾來甚御無音ニ打過罷在候、不相替僧侶へ毎日之御說
法覗角度し難きもの共ニ而御疲勞之義と奉恐察候、有賀より差上

候物産会社之議案上海ニ於て清國綿糸商人等之引受ケタル紡績會
社之エゼントとなりて千株技士支配人を照会いたし候事及千株程
株式所有致候事は近日御地へ罷出候間、委敷申上候心得ニ罷在候
處、議案而已差出し御贊否を仰き候よし、又我々が堅進して清國
之工業ニ手を出し候歟と御叱責可有之哉と心痛仕候へ共、數回往
復も仕、山本条太郎ニも態々來京、高辻技師をも派遣して事実余
程取調候上ニ申立候義ニ有之、議案而已ニ而者明瞭ニ其意を尽し
不申候間、小生并朝吹近日罷出候而御聞被下候までは御贊否御取
極メ被下間敷候、休日相続き候間、三日ニは朝より出立罷出候心
得ニ御座候、余ハ拝顔万接可申上候

悦仕候

【64】 一九〇三年（明治三六）七月一〇日

拝啓、益御清適奉拝賀候、過日ハ不取敢京都へ相伺候処、丁度御出発相成候日ニ而行違ひ拝顔を不得段遺憾此事ニ御座候、朝吹ニも鐘ヶ淵決算之為メ罷越候間、幸イ同伴阪鶴鉄道視察福知山より丹後宮津之港を一見仕、尚舞鶴へ罷出実地之模様ハ充分視察、帰路計らす水害之為メ進行致し兼罷在候、一寸御伺也可仕之処、大ニ延引いたし居候間、一応帰京仕候、尚御滞在ニも候ハ、更ニ罷出可申候。

東洋之風雲兎角穢かならず、何歟常ニ商先ニも不安神罷在候、万之一之場合ニ処し如何ニ心得候而宜キ哉ハ特ニ委員ヲ設ケ而取調ヘ罷在候ハ共、尚御心付之事ともは甚恐入候へ共、御垂示被下候ハ、難有奉存候、容易之事ニハ破裂も致ス間敷と者推察罷在候ハ共、随分四方ニ手を広ケ居候事故影響之大なる、実ニ心痛之外無御座候、余ハ拝顔万按可申上候へ共、御無音拝謝旁如此御座候

勿々頗首

七月十日

名古屋ニ而

孝 拝

興津

井上伯閣下

兎角内閣も動搖仕候よし、去り逆ハ外國へ対し而も面目も無き

仕合と存候、御帰京無キも御尤又々長引き可申、いつれ拝趨相
伺可申候

【65】 一九〇三年（明治三六）八月一二日

拝啓、御發程前當業上ニ閲する御賢慮奉伺度

一、早川より申上候神戸棧橋会社之件

一、南滿鉄道株引受ノ事

一、王子製紙ノ件

是ハ御帰京之上ニ而也可然

右件々は小生明朝藤沢駅より御同車仕候而拝顔可申上候
飯田へ被仰聞候田中清次郎交送之義ハ全く小生之心付ニ出候事ニ
而小生より詳細ニ申上候へ者必らず御承認可被下確信仕候

船舶使用高五六十萬屯を各店自儘ニ傭入為致候而は不利益ニ付船
舶部と申ものを置キ是ニ一任為致有之候處、人を不得為メ各店之
營業消長ニ閑する次第ニ而此程之支配人會議ニ於而も明瞭ニ相分
り候ニ其まゝにいたし置候意見故、物産会社營業之消長ニ拘る義
故、渡辺をも鎌倉より呼び出し小生も之ニ加り理事一同と共に内
議を尽し候處、愚存ニ同意仕、主任者交送仕候事ニ相成、扱誰と
申而ハ田中清次郎なれば適任ニ可有之と者一同之意見ニ御座候、
香港へ一旦被任候ものを動し候事は好まさる処ニ奉存候へ共、適
任他ニ無之、扱香港と申處ハスコツチメン之寄合ニ而最強硬なる
性質之人物を要し其実田中ニ而是却而如何と存居（甚美質故）、
誠ニ同人ハ漸くアレ迄ニ健康快復為致候事故、願くは健康を保た

せ度、古郡と申もの最適任者ニ付之を遣し候、此人物コソ商売人として又スコソチメン江打掛り候ニは此以上ノ若手ハ無之故取極メ候、此交迭ニ付而者鄭重ニ協議を尽し候事故、何卒御承認を蒙リ度、又既ニ大塚等へ飯田より相洩し候よしニ而社中既ニ相知れ候故尚御評議を物産新理事等之多数之使用人を制覇する上ニ於而も此申立御承認被下度候 小生も責任を取り香港石炭販売上不都合等無之様監視可仕候、若し物産之取扱不都合有之候ハ、何時も貝島始め謝絶されても一言無之義ニ候へ共、理事より改メ而右之書面差上候事ニ相成候而是彼等も弥進退不致候而是難相成候間此處ハ何卒御怒りを被止暫く我々一同之流義上及職務上之責任ニ為御任置奉願上候、いつれ明朝車上尚詳細ニ可奉申上候 謹言

八月十二日

井上伯閣下

孝 拝

九月初二
右奉得貴意度、時下折角御自愛可被遊、伯夫人ニハ中々御不自由御感しと奉察候、宜く被仰可被下候 奈々謹言

孝

再拜

〔66〕 一九〇三年（明治三六）九月一日

井上伯閣下

拝啓仕候、御出発ノ節ハ是非上野まで罷出御暇乞申上度と前夜電話ニ而相伺候処、尚御未定と承り候間当日ハ等閑ニ相成御見立も不仕段不本意千万、御寛恕可被下候、御途中何等御障りも無く小度尚九十度

阪へ御安着被遊奉拝賀候、当地近日之残暑ハ実ニ難堪程ニ御座候、御地ハ最早冷氣ニ而誠ニ山中ハ清淨之空氣、世を遠かり快然被遊候事と奉察候、一昨日ハ勝之助様方ニも香港へ御安着之趣電

信有之候間直ニ電報ニ而申上候、先以御安神奉敬賀候、是よりハ日本海を御離れ御安心と奉存候

昨日ハ松山を以て御懸示被下候鴻池家之道具御示名の人々と共ニ御留守邸へ罷出拝見、種々小生ハ頂戴仕候、外一同もいつれも三品も引受候様ニ被存候、然し品々拝見仕候と何となく如何ニ結構なる品々が御手ニ入りしかと一同御羨歎申、夫已而垂涎申候、大獅子が良キ肉を喰ひ終り候後チニ小獸等が寄り集まりて骨をシヤブリ居候体ニ相見へ候なぞ種々羨み御嘆サを申居候、御一笑可被下候、高保も罷出候が親類之事故、何も買へずと申引取申候、失望か王子製紙会社之気田改良資本借受請求いたし來候、是も段々問糺し候処、実ニ不得巳次第二相見へ候、小生共も是迄見仕候事も無之候間、団・朝吹同伴明日より中部・気田とも罷越來候積りニ御座候

尚々、小生ハ利休之なみだの掛を頂戴仕、非常ニ難有心得候、是ハ御割愛被成下置候事と心得御礼申上候、二百十日いつれも無事國家の大幸福ニ御座候

【67】

一九〇三年（明治三六）一二月二〇日
拝啓仕候、別紙貴命ニ從ひ写差出申候、御落手可被下候、セルボ
ルンは海軍大臣と小学生は心得候へ共、是ハ或ハ間違ひか其筋之御
方ハ能く御承知と奉存候、アルホルトウイツケルスと申は先般日
本へ参りたるウイツケルスニ御座候

右奉申上度

十二月廿四日

井上伯閣下

孝 拝

尚々、先日委細御懇話も相願候末々付一昨日書面ハ社長八郎次
郎之手元へ差出置候、尚弥開戦とも相成候場合ニは当分物産ニ
専従して用務を授けされハ相成る間敷と奉存候、尚余ハ拝顔万
按可申上候

頓首

【68】 一九〇三年（明治三六）一二月二二日

謹啓、昨夜貴示ニ依り別紙之電信發送仕候、是と引違ひセルボー
ン卿面会之結果と見ヘウイツケルスより之電信落手

Chilian quite impossible to buy

と來信有之候、昨夜御話しと符合仕候間、如何様心配仕候而も今
更難止事と残念千万ニ御座候、尚當方ノ電信落手致候ハ、閣下之
御伝言としてハウイツケルスはリード若クハアームストロンク之
ノーブルとも申合ハせ可致候へ共、艦隊ニ練込候とありては今更

致方無之事と奉存候、折角先般児玉次長江も委細申上候而頻りニ
御勧メ申上候、同男も頻りニ海相へ迫られ候處今日と相成遺憾此
事ニ御座候、戰闘艦も今に命令無之程ニ御座候、乍併是等ハ皆御
内含ニ奉希上候

十二月廿二日

井上伯閣下

孝 拝

【69】 一九〇三年（明治三六）一二月二四日

尚々、戰闘艦ハ二隻、内一隻ハアームストロンク一隻ハウイツ
ケルスへ被命候趣ニ承り申候、内々申上置候

謹啓、昨夜ハ甚失礼仕候、御寛恕可被下候

粗申上置候電信呈進仕候、小室も御名前を認めウイツケルスへ対
し閣下之御伝言として申遣したる事故、是ハ我々丈ヶ之希望ニ無
之、容易ならぬ大切之事ともなりと林公使ヘも内々協議し又其智
恵をも借らんとて夜中參候ものと相見ヘ申候、林ハ却而怒りたる
と有之候、是ハ別に怒る理由なし、内密に援助せられ度趣旨ニ而
あれハ遠慮ニ不及、尚電信ハ効之有無に拘ハラズウイツケルスへ
差出し再応相談致見可申旨申遣し置候、御含置可被下候

先日差出し候電信ハ写其まゝ呈御覽候通り別にあしき事ハ無之、
只ウイツケルス、リード、アームストロンク等内密ニ日本ノ為
援助致し精々試ミ吳度、閣下之希望なりと申遣し候義ニ御座候

何卒国債之内相談、政府より御試ミある様是非とも政府之御決断
御促し奉希候

勿々頗首

十一月廿四日

井上伯閣下

【70】 一九〇三年(明治三六) 一二月二四日

拝啓仕候、山本条太郎上海より別紙差越申候、何之御参考ニも不
相成候ヘ共、各總督へ下命出兵之義ハ段々事実ニ近キよぶニ奉存
候、朱点之處ハおもしろき様奉存候、昨日児玉事長之仰せに魯領
ヘ石炭輸出差止め之議有之よし、御尤千万と奉存候、何も清聴を
奉煩候

十二月廿四日

頓首

【72】

一九〇六年(明治三九) 二月五日

伯爵
井上馨殿

六月廿九日

孝

若しカーナキー於而他へ売却不致、所有致し置候ハ、倫敦ニ
而登記不致とも米価ニ切換、則ち為替相場ヲ取極メ利足を米國ニ
而相渡候事丈ケニ致置候ハ、可然とも存候ヘ共、何と歟米國ニ申
遣し度ニ付此段奉伺候、もし全然右様之事御見合ニ候ハ、正金払
ニ致ス事申遣候へ者夫に而宜き義ニ御座候、先以糸口開ケ候間一
応申上候

頓首

拝啓仕候、日本条太郎上海より別紙差越申候、何之御参考ニも不
相成候ヘ共、各總督へ下命出兵之義ハ段々事実ニ近キよぶニ奉存
候、朱点之處ハおもしろき様奉存候、昨日児玉事長之仰せに魯領
ヘ石炭輸出差止め之議有之よし、御尤千万と奉存候、何も清聴を
奉煩候

井上伯閣下

孝
拝

【71】 一九〇四年(明治三七) 六月二九日

拝啓仕候、海軍御注文鋼板買入代金延払之義申遣し候処、日本公
債ニ而払與間敷哉ニ岩原より申越候、當方は從元望む處ニ御座候
ヘ共、いつれニせよポント乃至米貨ニ為替切換、利足も彼國ニ而
相渡候事ニは致し置度奉存候、大藏省ニ於而此事御手続被下候事
如何御座候哉

却仕候、右様プレミュームと相成候上ハ添田之方ニ而モ抵当ニ差
支不申様御許可被下度候、左すれハ鐘ヶ淵紡績株と共に抵当ニ差
入可申心得ニ御座候

右近情申上度

二月初五

勿々謹言

孝 拝

井上世外伯閣下

再伸、茲ニ御願申上度義有之、小生其内近藤・加藤等相招き度
事有之、板額彫刻仕度、魔堂と申二字御揮毫奉願度、尚紙之大
サ適當之もの近日差上可相願、御聞届可被下候

井上伯閣下

五月初三

勿々頓首

孝 拝

【73】 一九〇六年（明治三九）五月三日
拝啓仕候、種々御都合も被為在候歟、御旅程も存外御長く相成御
不自由奉察候、然し益御健勝之趣ニ承り慶賀奉り候、大平洋岸ヘ
セメント販売之事ハ大分發展いたし居候へ共、此度之大震災ニ依
リ一時に非常なる需用を申込來候事と奉存候、從而価も是までよ
りは高貴可致、別而小野田ハ信用も篤く候へ者該社之為メニ可賀

尚々、鉱山会社ニ於而原六郎鉱区之一部買入候案ハ承り候処ニ
而ハ甚當方之大幸ニして田川ニ一層之利便を増し候事ニ御座
候、隨分安価之もの故原之變心無之前ニ決定仕度伺出候事ニ御
座候

頓首

事ニ御座候、此度之震災而已ニ止らず満州及浦鹽港之需用等ニ而
一時多きニ失すと存居候、セメントは供給不足と相成候、此際小
野田之会社にして整理も調ひ技術も進み候ハ、今少々拡張せられ
候か又ハ、一、二在来之工場合併いたし其製造一樣ニいたし得候ハ

【74】 一九〇六年（明治三九）六月七日
拝啓、先刻被仰聞候満州為替之事、大阪支店長福井ニ申談候處、
神戸正金よりビルブローカに詳細被申聞候歟、岡田と申ブローカ
より同人も承り候間、いつれも公然と相成居候よし、物産之方ハ

一段此業之進歩と奉存候、福原より御聞ニも達し可申候へ共、
尊慮奉仰候、此頃名古屋・大阪等満洲輸出品取調之為メ出張仕候
間、右辺實際の意見承り込候へ者一之改善として申上試度存付候
義ニ御座候

吉富翁も屢々拝顔仕候事と奉存候、表面を作り居候よりハ實際之
家計委敷申上候而充分家政整理困難ニ陥らざる様仕度、其情体ニ
依り而ハ小生之資金なそは尚利息之事とも如何様ニ而も宜く候、
要は老後之苦を皆無ニいたし候様希望仕居候事ニ御座候

種々申上度事も御座候へ共、最早ニ遠からず御帰京と存候ニ付、
拝顔ニ譲候

五月初三

勿々頓首

孝 拝

小生福井まで内報せし事ハ極而秘密ニいたし、其注意ハ紡績之人

々江も申聞置候へ共、夫よりも早くブローカニ洩れ居候よし、三

井を攻撃致候は甚以不当と奉存候

右様之次第一寸清聴ニ達し置候、日本人間秘密之保チ得ざるは困

却之次第二御座候

六月初七

頼首

井上伯閣下

右申上度

八月十五日

早々頓首

尚々、田中文藏ハ何時も御電報次第差出可申候

孝

一九〇七年（明治四〇）三月六日

拝啓、有賓を経而御電信被下難有、先般被仰下候間、偏ニ御配慮を相待チ一切他方に交渉相断チ居申候間、御放神被下度、何卒以御配慮適當之技士手ニ入候ハ、大幸之至リニ御座候、右御受申上候

頼首

三月初六

孝 拝

井上世外伯閣下

【75】 一九〇六年（明治三九）八月一五日
奉啓、南滿州鉄道之義ニ付昨朝呈書仕候處、昨日之委員会へ内閣より利益配当之義ハ聞届不相成事ニ宣告相成候、即チ六歩釘付ニ

相成応募者は余程相減可申奉存候、其余依托販売業之廃止丈ケハ聞届相成候、安田氏より此鉄道会社ニ何故銀行之營業をなさしめさる歟と懇々論述仕候へは中々熱心ニ而即チ万般之計営、此会社ニ一任なさしめると申政府の趣旨ニ取り而は当然之論ニ相聞ヘ申

尚々、明日樺山・副島両氏と共に岸法學士ニ相会し約定草案ニ関し夫々相談仕候、岸氏も其趣旨相分り早々着手仕候咎ニ存候、いづれ出来次第呈尊覽可申候

頼首

候

御説之御座候如く三井家ニ於て格別多數之株引受不申方と奉存候

【76】 一九〇八年（明治四一）六月一七日
敬啓、三井家之義ニ就而ハ別而御念頭ニ被為懸難有、從而小生之微力をも御愛撫被成下、屢々健康之事迄も御懇切に被仰下候段、

只々感涙二咽ふ之外無御座候、然るニ三井家将来之事とも愚考仕
候ニ昨年首興津ニ於て内申仕候通り転々憂慮ニ不堪もの有之、閣
下御親制を得而百年之基礎稍安心之もの相立度希望之至リニ不堪

候、小生歐米ニ於て取調候義ハ幸ニ御傾聽被成下、既ニ御評議も

御開き被下候が何卒當業店組織之改正と及同族会ニ法人を組織致

候事ハ尚御内議御進行被成下、第と御詮議被下候様奉願上候、今

日之組織ニ而ハ何程各理事共へ御注意被下候とても到底心を安し

居候訣ニハ参らす、誠ニ将来同族之代謝ニ依り而ハ此大當業を統

轄いたし候事及ふべき事ニ無之と奉存候、小生ハ病中も病後静養
中も此義而已頭脳を悩まし一刻も安き心無之、愚生ニ取り而ハ如何
なる良薬も如何なる静養も此基礎相定り候為メ之御評議御再開
被下候ハ、之ニ優るもの無之難有奉存候、四十年來御熟知之愚鈍
今更慚愧之至リニ候ヘ共、閣下之御力ニ依らされハ此大改革ハ難
被行、何卒其愚ハ御恕し被下、三井家之為日本經濟界之為メ、偏
ニ御援助可被下、私共と意を同ふするもの共ハ皆此義閣下へ哀訴
致候事迫り来候有様ニ御座候

右尊嚴を冒し歎願仕候

謹言

四十一年
六月十七日

孝
拝

井上候爵閣下

【78】 一九〇八年（明治四一）八月一日

拝啓仕候、陳ハ物産会社上季決算書及之ニ対スル説明書并下季予
算書、之ニ対スル説明書及各店電信等其儘奉呈尊覽候
上季決算ニ於而

大蔵省煙草清国ニ而壳捌引受損 九万円

營口ニ於ル軍器損見込 拾六万円

北海道材木ニ対スル損準備 式拾五万円

合計 五拾万円

右ハ三拾三万円ノ當業継続損失準備及ヒ從来準備致居候滯貨準備
金拾七万円、合計五十万円ヲ以テ之ニ充、償却致ス「
外ニ尚天津・上海・安東県・牛莊等ニ壳掛代金中取立如何アラン
カト懸念致し申越シタル分四拾武万七千円程合計有之候ヘ共、未
タ以テ損失ト確定致候モノニモ無之、是等ハ皆下季ノ予算ニ全部
損失ト見做し、尚來期ニ在り而ハ凡百五拾八万円位ノ利益ハ稍た
しかニ可有之ニ付、本季即チ上季ノ損益勘定ハ別紙決算書ノ通り
認可仕度ト奉存候、左スレハ上季ノ利益ハ四十武万五千式十七円
五十四錢ト相成、同族会ヘ拾八万円持込ニ相成、同族会ヘ三店
持込八拾万円之處、物産ノ不足ノ為メ六拾万円ノ収入ト相成、同
族会ニ而モ尠ラサル迷惑ニ有之、不得已ハ鉱山ヨリ今少シ余分ニ
持込マセ可申カニ候ヘ共、配当準備之積立モ有之、当季丈ケハ何
トカ工夫致し鉱山より增收スル「ハ見合ハセ度旨議長ニモ申居候
右等物産会社ノ計算詳細ニ陳述ノ為メ飯田ニ而モ差出度存候處、
各地ノ支店長相集居候間、御恕し相願候、尤余り混雜致居候而口

頭御説明申上候必要御座候ハ、親敷取扱不申候へ共、小生ニ而も相伺ひ可申候間、御一覽ノ上御電信可被下候

右之段奉得貴意候

明治四十一年八月一日

井上侯閣下

孝

八月初五

是ニハ強而御不同意も不被為在様拝察致候へ者他の同族へも夫々申聞承知為致候間、何卒御承知置キ相願度との事ニ御座候、格別之御異議も無之候ハ、御承諾奉願上候
右更ニ御受旁奉得貴意候

頓首

勿々頓首

【79】

一九〇八年（明治四一）八月五日

拝啓、昨日ハ御静養中ヘ飯田龍出御妨申上候段恐縮之至リニ御座候、同人ヘ御伝言之件々承り及ひ拝承仕候、議長ヘも大々申演置

一、鉱山会社より別に当季拾万円納付仕候義ハ更々御懸念ニ不及候、小生丈ヶ之考を以て団ヘ内談相試み、皆悦んで応し、已ニ議長ヘ申出候次第二付、御心配被下間敷候

一、山本・小室之賞与率、岩原と同一ニ致候ニ付而ハ今後他方ヘ勤務罷在候もの本店ヘ呼戻したる時ハ賢愚ニ拘ハらず率を挙ケ候悪例と不相成様、同族会ニ於而特ニ其議を認め決議致

置候様との御注意ハ議長ニ於而も敬承仕候

一、渡辺専二郎賞与之義ハ本店ニある三名より少々なりとも多くいたし候ハ如何との御注意も有之候よし、右ハ議長ヘも申聞候處、是ハ飯田と位置を異ニいたし候間、飯田ニ是迄与へ

ありしもの渡辺ヘ与へ候者たゞへ後進理事よりハ少々多く相成候而も誰も異論有之間敷、誠ニ閣下ニ於おさせられても

興津侯爵閣下

孝

【80】

一九〇九年（明治四二）六月二八日

敬啓、御席も憚らす呈書仕候段御寛恕可被下候、室田義文氏を渋沢男之代リニ郵船会社之取締役ニ撰挙致候事ハ伊藤公御発程前直接近藤ヘ御一声被成下間敷哉、もし哉直接御申聞之義相叶ひ不申候ハ、渡辺千秋氏ヘ御書相願置度、御出立相成候而ハ其詮無之ニ付、今夜御面会可相成と存候間、伊藤公と御話合奉願度茲ニ呈書相願候次第二御座候、宜く御高配奉希上候

六月廿八日

頓首

孝
再拝

井上侯閣下

【81】 一九一二年（明治四五）二月四日

尚々、電信為持差出候三井書記平田久ハ充分信用之置ルものニ

付何事ニ而も被仰付可下候、何卒満州一条ニ付曙光を得候、

桂公とも御相談御断行奉願上候

敬啓、南京より別紙電信落手仕候間、翻訳差上申候、今日無拠來客有之、五時ニは參堂被仕候へ共、御都合ニ而明早朝參堂可仕候、尚別紙森恪より小生宛電信も呈貴覽候、財政窮乏思ひ遣られ申候

もし別紙電信中、山県・桂両公へ御通知可申上義ハ被仰聞次第御伝達可申上候

二月初四

孝 拝

井上侯閣下

【82】 一九一二年（明治四五）二月六日

拝啓、只今差上候森恪より銅管山之電信帰店後暗号能々取調候處五月八日と申スハ間違ニ而利足八分金ハ直チニ入用と申方よろしく、即チ別紙之通り正誤仕候、左様御承知奉願上候

勿々頓首

二月初六

孝 拝

井上侯閣下

【83】 一九一二年（明治四五）二月二日

拝啓、只今上海より電信三而招商局江対し香上銀行ハ三月十五日渡シニ而五百万両貸与するよしニ伝聞せりと申越候、招商局ハ遂ニ英國之有と相成可申候、右不取敢申上候 敬具

二月十二日

孝

井上老侯閣下

尚々、株主にして重役なるナルチンフアイテン氏ハ此香上銀行借款ニは不同意なるを以て頻りニ反対し株主の委任状集め居候事と申来居候へ共到底英人之手ニ帰し可申候

二月初四

孝 拝

井上侯閣下

【84】 一九一二年（明治四五）一〇月四日
拝啓仕候、明治四十五年上半年季工業類別出来仕候間、別冊為持奉差上候、一両日間小田原へ参り居候間、御用も御座候ハ、何時も帰京昇堂可仕候

十月十四

謹具

孝

拝

井上侯閣下

【85】 一九一四年（大正三）一月四日

謹啓、益御健勝に被為涉奉慶賀候、アーウィン罷出懇願仕候義ニ付、御電話被下奉敬承、早速藤田・山本両氏ニ会合、爾後両氏よ

り重役一同を会し両度まで詳細評議致候由、此頃兩氏より承候ニ
一同ニ於ても厚意を以て迎へ候得共、近頃大株主ニ異同有之、牧
野・小塙なそと申人々大株主となりて頻りニ重役ニなり度旨を以
て運動致居候へ共、新たに重役を造らす、從来会社ニ勤めて功を
積み候者之為め位置を明け置度との口実を以て希望を拒絶いたし
居候處、極めて若手にして経験も無き若きアーヴィングを撰出致す
と申出候へ者夫こそ議論となりて平地に風波を惹起し可申事、必
定ニ有之候ニ付而ハ不敢若アルウインはクラークトといたし製
糖会社ニ入り専ら業務を練習し、暫時を待ち居候ハ、現重役ハ
最善を尽し機会到り次第重役ニ加へ候様可致、明年七月が撰業時
期ニ候へ共、其時ニ而よろしき哉、又ハ一期先きにいたし候かハ
一任致吳度との事ニ御座候、如何にも道理ある申分ニ付、昨日ア
ーウィンに面会逐一申談候處、至極尤なる厚意ニ付、何分宜しく
依頼し置く、即チロベルトなるものハ何時ニ而も会社之手代ニ致
し吳度、折角勉強して事務を練習為致可申、閣下之御厚情ハ感激
致す、小生よりも宜く拝謝致し吳度との申分ニ御座候、桦ロベル
トへも詳細申談、先以会社ニ勤めて其地盤を造る様申合ハせ置候

近日拝趨詳細可申上候へ共、不敢右御報奉申上候 謹言
十一月初四 孝
再拝

井上伯閣下

一月念九

勿々頗首

【86】 三月一二日

一月念九

謹啓仕候、陳者近日より伊藤弥二郎筑前へ御差向相成候ニ付而
是を好機といたし旧交を温メ置申度ニ付而者甚恐入候へ共、貝島
炭坑一条ニ付而者小学生と能ク協議し而参るべしとの御一声奉願上
候、爾後何となく疎遠ニ相成居候間、程能ク出合ひ是等ニ付而も
相談仕置申度御煩ハせ申上候、不悪御了承奉願上候
一昨日懇々御思慮之ある処御演述被下候處、兎角御深意推察ニ苦
み候歟と奉存候間、昨日高保へも夫々打合仕置候、いつれ同人よ
り渋沢・三野を相会し篤御深意熟議申出候等ニ御座候、渋沢と
も篤と話合仕置候間、近日多少御思召ニ適ひ候運ひ呈出可仕候
間、左様御了承奉願上候、兎角御不満足之事共多くと恐縮ニ不堪
處ニ御座候

【87】 三月一二日

孝

拝啓仕候、昨日ハ參堂仕候處御療養中に拘ハラス小生一身之為メ
種々御心痛被成下、御懇切なる高論を辱し恐懼之至リニ不堪候、
感銘之外無御座候、何事も御高教之下ニ一両年間は出来得る丈ヶ
之努力を尽し候様可仕ニ付、事々大小に拘ハラス御高論を垂られ

被下度奉存候、今日高保・中上川兩人ニも委細申談候様可仕候
拵朝円位之幅出し見候處、小生方ニ有之候殘缺ハ絹地ニ有之、
是ハ或ハ異なり候ものか、尚書添有之候六巻之分御取寄せ、もし
文章も同一二候へ者今少々御詮議被下度、決し而間違ハ有之間敷
候へ共、分明ニ致置候方可然と斯くは奉申上候、いつれ余ハ拝話
ニ譲候

三月十二日

勿々謹言

世外伯爵閣下

【88】 五月六日

敬啓、昨日ハ御不自由之御手を以て御親筆を賜り恐懼之至リニ不
堪候、別紙只彼ノ地之情勢を知るまでにして御参考となるべき程
之ものニ無之候へ共、其儘奉呈候
尚當分信用を充分置けるもの一人三井より相撲み御側ニ御差措き
相成候では如何ニ御座候哉、電話電信御代筆等相勧め候必要可有
之、昨日御不自由之有様八郎右衛門にも物語り候義ニ御座候、御
思召次第一人撰抜可為致候

孝
拝

勿々謹言

五月六日

【89】 五月一六日

拝啓仕候、長らく御旅行御疲労奉察候、中部へ大川平三郎を派
遣之義団江電言之趣奉拝承候、此書状持參拝謁相願ニ罷出候中井
三郎兵衛ハ三井之旧重役中井三平之悴・相続人ニ有之、久敷紙之
商売ニ從事し又王子其外製紙会社之大株主ニ而製紙及販売之事ニ
は熱心關係いたし居候ものニ御座候、此頃出京此際各会社を合同
致候意見を詳細承り申候、同人之考按ニ而者閣下之王子之為メ御
世話被成下候を悦び此時機に乘し富士・京都・芝川・大阪、王子
ト合同致度と而相当之意見有之、いつれも信を擇くニ足り候様被
存候間、篤と閣下江直接ニ陳述し御賢慮を煩ハシ候様申聞同人も
大悦貴地へ罷出候、仰キ願クハ一応御面謁御話し被下御聞取奉願
上候、其内最不承知を唱ヘ不申哉と懸念仕候富士製紙ハ社長島村
田一郎ニ中井氏之紹介ニ拠り朝吹も面談致候處同人も此舉を贊成
致居候よシニ御座候、中井ハ中部へも御供申候様申居候、同人ハ
大川ト三井之人々トノ間ニ立チ双方之優劣も承知公平なる眼を以
判断致居候間、同人より御聞被下候事ハ大ニ御参考ニ可相成と奉
存候、右之段申上度、余ハ同人より御聞取奉願上候

五月十六日

勿々頓首

孝
拝

再拝

井上伯殿閣下

【90】 六月一六日

興津老侯閣下

奉謹啓候、陳者田口卯吉經濟雑誌之記者、我国經濟問題ニ關し是

非閣下ニ拝顔奉願度、何時三而も宜く候間暫時拝顔御許被下度旨
頻りニ申出候、誠に篤志之学者ニ御座候間折角之願出御許し被下
度明夕ニ而も為相伺可申候間御都合宜く候ハ、御面会奉願上候、
松田正久も信州より帰京仕候間、此面会仕候、同人之所説ニ付
而も一寸御聞ニ達し置度、昨夜拝趨仕候義ニ御座候、いつれ近日
参堂可奉申上候

右奉願上度此如御座候

六月十六日

勿々頓首

孝

再拝

井上伯閣下

再伸、小生近日之内去る無拠人を相招キ候ニ付而實に不得已事
情有之、先年差上候古法眼澗之山水相懸け申度暫時拝借奉願上
度、特別之訛を以御許可奉願上候、右事情ハ拝顔言上可仕候ヘ
共、乍御厄介御特許奉願上候、小皿ハ如何被思召候哉、際物ニ
者無御座候哉、非常之高直申居候間一応返却仕可申、追而御高
説相伺申度候

頓首

【91】七月一日

拝啓仕候、御發程前是非拝顔相願度候へ共今日ハ種々御多忙之趣
相伺居候間茲ニ以書中相願申候
理事を二井支配人いたすことの評議ありても是ニハ深く研究す

る事あれハ帰京までハ猶予相待つベシトノ御内帖高保へ御遣し奉
願上候、又此頃御指令之委員会ハ貴様卒先勉力して帰京まで必ら
す都築へも頼み涉取る様との貴命を高保へ被仰遣し相願申候
セメント壳捌ニ付而者支那方面ハ兎ニ角勉力いたし居可申候間先
づ今日之処物産会社ニ而ハ却而御辞退申上居候事ニ御承知笠井氏
初メへ被仰聞可被下候、閣下之物産を御庇蔭被下候事ニ而已彼之
人々思取候様ニ而ハ不宜、尚同氏等自信も可有之候間御命令ニ拘
ハラス彼ノ人々信用して委托せらるゝ様相成不申而ハ永続如何と
被存候間可然御差含奉願上候、田島氏へ委細申述置候、兎ニ角販
路ニ付而ハ我々とも出来得る丈ヶ努力致居可申候
いつれ御帰京拝顔可仕、其内時下折角御愛護奉祈候
謹言

七月一日

孝 拝

井上伯閣下

尚々、今日大磯まで愚児御供申上候様命置候、御多忙之處恐入
候へ共宜く奉懇願候

【92】七月四日

奉拝啓候、先夜御深更まで御苦勞被成下不相替之御懇情感謝之至
リニ不堪候、其節被仰聞候渋沢同道明日曜日ニ拝謁之義同人へ照
会仕候處、明日曜日も明後夕も無余儀客を引受有之候よしニ而差
支候間、明朝・明後朝御都合之日ニ朝之内参堂仕度相伺候様と
の事ニ御座候、御都合御指示被下候ハ、夫々打合可仕候、且つ場

処も同人ニ於而いつれ江も罷出候事ニ付是又御恩召之處御垂示奉
願上候

早々頓首

七月初四

井伯閣下

【93】 八月二〇日

拝啓仕候、陳ハ時事新報ニ石炭之義暴露致候義何とも恐懼之至り

ニ御座候、種々外交上ニ取り影響いたし可申ニ何とも以て尊名之
出候義恐縮當惑罷在候、從元弊社員ニハ無之、平岡・貝島等ニも

無之、一時三井理事中を疑惑仕候處、其記事より察スルニ全ク日

本銀行高橋氏へ御話し相成候趣旨ニ而記載いたし候を見れハ總裁
へ話し有之を傍聴いたし候もの有之候而伝達致候ニハ無之哉と被
疑申候、其他は朝吹より雨宮へ内話交際仕候へ共、朝吹と而も話
之順序等斯まで委敷ハ承知致居不申故、旁雨宮より洩れ候事も有
之間敷と奉存候、日本銀行ハ時事之人ニも沢山罷在候間右様の疑
惑惹起申候へ共、是又推量之外無之、兎ニ角痛心ニ不堪、一応右
之段申上置候、尚探索は可仕候

八月廿日

勿々頓首

孝 拝

【94】 九月二八日

奉謹読候、陳者貴論之趣拝承仕候、多分木村ニも頂戴いたすこと
に可相成候間、御放念可被下候、折角打合置キ申候、暫時家族說
論ニ手間取可申、為御任可被下候

洪沢之事は折角御一會不被成下候而是容易ニ折合申間敷と奉存候

いつれ明日參堂委細万按可奉申上候、御請迄如此御座候

頓首

九月念八

孝

拝

【95】 一〇月二日

井上伯閣下

拝

拝啓仕候、陳者明三日昇堂仕候、三井同苗之もの共別紙之通り九
人ニ御座候、老人へ者昨日小生罷越御厚意之趣申述へ候處、此節
柄別し而御懇情難有事ニ付必す參堂可仕様申聞候

則ち別紙九人ニ而此節東京ニ罷在候もの一同ニ御座候、右奉申上
置候

勿々頓首

孝

拝

十月一日

井上伯閣下

【96】 一〇月一四日

井上伯閣下

拝啓、内々御含までニ申上置候、物産会社が数年来取引いたし居

候倫敦資本家クレンワルト江山陽鐵道之社債引受方相談及置候
處、昨今大ニ乗リ氣ニ相成、九十五ニ而五分利足千万円引受之事
申來候、諸入費加算仕候へ者稍六歩ニ相当申候、ヲンドルライト
ルは九十九ニ而發行いたす積りと相見ヘ申候、山陽ニ而是ニ応し
候哉否難計候へ共、資本家之景況御含までニ申上置候

十月十四日

勿々頓首

孝

井上伯閣下

【97】

一二月一日

尚々、陸軍之予算ニ對し而ハいつれ御面倒と被存候、遂ニ暫時
ハ京地を御避ケ被遊候哉、遂ニ内閣交迭之悲運ニ終リ不申哉、
御苦慮と奉存候

十二月十五日

孝

井上伯閣下

拝啓、此頃ハ御誕辰ニ御寵招を忝し夫婦共光榮永過之難有御礼奉
申上候、小生義氣管支加太児尚愈へざる処へ又々感冒にて又々引
籠候、夏ハ腸ニ冬ハ今より此之如クニ而ハ実ニ職任ニ對し申訣も
無之、只々慚愧罷在而千載一遇とも可申好時機ニ銀行之改革、又

三井家百年之為メ組織改正等も目前ニ在リ是非御賢慮を仰き目的
を貫徹致度候へ共、何も意ニ任せ得ず此好機を逸し候事不相済候
間、誰へなり代御下命被下、此病軀ニ拘はらず進行せしめ候様
御処断奉願上度、銀行數名之支店長ニも面会仕候へ共、不用之支

店閉鎖之趣旨ハ一兩年前より承知仕居、寧ろ其遲延しあるをあや
しみ居候様子ニ御座候へ者五店を除く之外、閉鎖斷行之議ハ適當

と奉存候へ共、斯く申上候も病人たる世に役立不申身より申上候
権利ハ無之、何卒夫々之理事御召集可然御処断奉願上候

明夕ハ後藤氏招待ニ付而も罷出兼候、不本意千万ニ御座候、委細
朝吹ニ頼み置候へ共、何卒御寛恕可被下候

早々敬白

十二月一日

孝

井上世外伯閣下

【98】 一二月二五日

孝 拝

拝啓仕候、昨日は御全快目出度御退院奉恐賀候、御全快を拝祝之
為メ粗魚一籠献呈仕度、御笑味被下候ハ、大幸之至リニ御座候

謹言

再拝

十二月十五日

孝

井上伯閣下

尚々、別紙理事最下之分賞与額御覽ニ入れ奉り候、右ハ七拾五
箇之分ニ御座候、都筑君へ御氣付も御座候間もし是を五十箇と
致候節ハ凡如何ニ相成可申歟別紙ニ取調候間為御参考呈御覽
候、いつれ明朝昇堂拝顔可申上候

頓首

【99】

一三日

(益田大蔵省出仕時代)

本日は雨天ニ而御困り之事と奉推察候、別紙キントルより只今差
出候間、御届申上候、尚試験表は參候次第急飛脚を以差上致出可
仕候、船中折角御保養奉祈候

勿々頓首

十三日

益田 孝

拝

井上閣下

【100】

一六日

拝啓、陳者涉沢へ御申越ニ而至急新聞紙の義ニ付、兩人井西邑同
伴龍出候様被仰下候よし、然ルニ兩人とも明夕ハ差支居候間、明
早朝龍出候事ニ申上候處、承り候へ者明朝は山田伯御約束ニ付御
差支之御様子故龍出候而も御面会六ヶ敷哉ニ西邑より申来候、御
都合如何奉伺候、明夕ハ差支龍在候へ共、午時頃奉連は如何御座
候哉、時刻御示し被下候ハ、三人同伴參堂可仕候

右奉伺度

十六日

早々頓首

井上閣下

孝